

第四次葉山町総合計画の 策定にあたって



美しい海と緑の山々に囲まれた葉山町は、御用邸の町、避暑避寒の別荘地として知られており、多くの先人たちのご尽力により豊かな自然と気品のある町の姿が現在も受け継がれています。本計画策定となりました平成27年は、町制施行90周年の記念すべき年でもあり、長い歴史のある町として、これからを考える大切な節目を迎えています。

私たちはこうしたときにあって、葉山町が今後も人々に安らぎを与える町として引き継がれ、町に住む人や訪れた人も、ともに葉山を楽しみ、愛してくれるような町へと守り維持していくための具体的な目標を10年間の総合計画にまとめました。策定にあたっては、幅広くご意見をいただくため、初の試みである町民ワーキンググループを設置して議論をいただくとともに、一般向けアンケートや、葉山町の将来を担う中学生を対象としたアンケートなども実施しました。この場をお借りして、本計画策定に貴重なご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、総合計画審議会委員の皆様、町議会議員の皆様、関係各位に対し厚くお礼を申し上げます。

現代社会は複雑多様化する社会問題や、先行き不透明な経済情勢など、様々な課題が山積していますが、地方自治体はそのように目まぐるしく変化する社会情勢にあっても、柔軟に対応し、町民の豊かな暮らしや福祉の向上に努めなければなりません。多くの皆様へ行政運営へ関心を持っていただき、自らの手でまちづくりに参加していただくこと、一人ひとりが輝く町であり続けることを願い、第四次総合計画の将来像である「美しい海とみどりに 笑顔あふれる ところ温かな ふるさと 葉山」の実現に全力を尽くしてまいります。

平成27年3月

葉山町長 **山梨 崇仁**

目 次

I 序 論

第 1 章 計画の策定にあたって.....	3
第 2 章 計画の基本姿勢.....	4
第 3 章 計画の構成と期間.....	5
1 計画の構成.....	5
2 計画の期間.....	6
第 4 章 葉山町の特徴.....	7
1 立地～大都市に近接し、相模湾を臨む～.....	7
2 自然～美しい海とみどりが保全・活用される～.....	7
3 歴史～保養地から調和のとれた住宅都市へ～.....	8

II 基本構想

第 1 章 基本理念.....	11
第 2 章 まちの将来像.....	12
第 3 章 将来の人口.....	13
第 4 章 基本目標.....	14
第 5 章 施策の大綱.....	15
1 人・暮らし・活力づくり編.....	15
2 協働まちづくり編.....	22
第 6 章 土地利用基本構想.....	23
1 葉山町の土地利用の現状.....	23
2 土地利用基本構想の考え方.....	23
3 3つの地域区分に応じた土地利用の推進.....	24
4 めざす都市構造.....	26

III 前期基本計画

基本計画書の構成.....	30
基本計画の体系.....	32

人・暮らし・活力づくり編

基本理念 1 “人を育てる”葉山

基本目標 1 子どもの豊かな自己実現力（生きる力）を はぐくんでいるまち.....	38
--	----

基本施策 1 学校教育の充実.....	38
---------------------	----

基本目標 2	だれもがいつでも学べ、交流し、 心身ともに豊かに暮らしているまち	40
基本施策 2	生涯学習の振興	40
基本施策 3	図書館サービスの充実	42
基本施策 4	生涯スポーツ活動の推進	44
基本施策 5	芸術文化活動の振興	46
基本施策 6	姉妹都市交流の推進	48
基本施策 7	人権と平和の尊重	50

基本目標 3	子どもが健やかに育ち、 安心して子育てができていくまち	52
基本施策 8	子ども・子育て支援の充実	52

基本理念 2 “暮らしを守る” 葉山

基本目標 4	一人ひとりが大切にされ、自立し、 健康で生き生きと暮らしているまち	56
基本施策 9	健康づくりの支援・推進	56
基本施策 10	地域医療体制の充実	58
基本施策 11	地域福祉の充実	60
基本施策 12	高齢者福祉の充実	62
基本施策 13	障害児者福祉の充実	64

基本目標 5	豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、 安全で快適に暮らしているまち	66
基本施策 14	緑の保全	66
基本施策 15	循環型社会の形成	68
基本施策 16	地球温暖化対策の推進	70
基本施策 17	公共下水道事業の推進	72
基本施策 18	合併処理浄化槽の整備	74

基本目標 6	だれもが生命と財産を守られ、 安全で安心して暮らしているまち	76
基本施策 19	消防・救急体制の確立	76
基本施策 20	災害に強いまちづくりの推進	78
基本施策 21	防犯・交通安全対策の推進	80
基本施策 22	各種相談体制の確立	82

基本理念 3 “活力を創造する” 葉山

基本目標 7	だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち	86
基本施策 23	地域特性を生かしたまちづくりの推進	86
基本施策 24	魅力ある公園の創出	88
基本施策 25	水辺環境の整備促進	90

基本施策 26	計画的な幹線道路の整備	92
基本施策 27	安全で快適な町道の確保	94
基本施策 28	適切な橋りょうの維持管理	96
基本施策 29	公共交通の環境整備	98
基本目標 8	地域が元気や活力にあふれ、生き生きとしているまち	100
基本施策 30	農業・水産業・商業の振興と連携の促進	100
基本目標 9	地域の魅力が住んでいる人や 訪れる人を惹きつけているまち	102
基本施策 31	観光の振興	102

協働まちづくり編

基本理念 4 “みんなでつくる”葉山

基本目標 10	町民と行政の中にお互いを支えあう関係や 情報の連携ができているまち	108
基本施策 32	広報・広聴活動の充実	108
基本施策 33	協働によるまちづくりの推進	110
基本施策 34	地域コミュニティの活性化	112
基本目標 11	町民の満足・納得度の高い行政サービスを 常に提供しているまち	114
基本施策 35	計画的な行政の推進	114
基本施策 36	行政組織の充実	116
基本施策 37	人材育成・人材管理の充実	118
基本施策 38	健全な財政運営の維持	120
基本施策 39	公共施設の有効かつ適切な管理	122
基本施策 40	県・他自治体との連携・協力	124

Ⅳ 進行管理

総合計画の進行管理	129
-----------	-----

Ⅴ 資料編

1 策定体制	132
2 総合計画策定条例	133
3 町民参加	135
4 議会の取り組み	140
5 総合計画審議会	142
6 庁内の取り組み	147
7 主な個別計画一覧	149

I

序 論

第1章 計画の策定にあたって

葉山町では、平成12年に「第三次葉山町総合計画」を策定し、まちの将来像「海とみどりにひろがる交流 文化のまち 葉山」の実現をめざして、「青い海と緑の丘のある美しいまち」、「文化をはぐくむうるおい、ふれあいのまち」、「安全で安心して暮らせるまち」、「住民が参加する自治のまち」の4つの基本目標のもと、各種施策に取り組み、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

この間、近年の地方分権改革の流れの中で、平成23年の地方自治法の改正により、市町村の総合計画の策定義務が廃止されたため、葉山町では、平成25年に新たに葉山町総合計画策定条例を制定し、総合計画を「将来における町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針」として位置づけました。

また、少子高齢化の進行や高度情報化社会の進展、環境問題への関心の高まり、産業構造の変化など地方自治体を取り巻く社会環境も急激に変化していますが、中でも平成23年3月11日に発生した東日本大震災はこれからのまちづくりに大きな教訓を残しました。

こうした中、50年、100年後においても、現在と変わらない豊かな自然環境が守り育てられ、快適で心豊かな暮らしが引き継がれているように、長期的な視点におけるまちの未来を念頭に置きながら、絶えず変化する社会環境に的確に対応し、その地域の特色にあったまちづくりを進めていくことが求められています。そのためには、これまで築きあげてきたまちづくりを尊重し、その成果を継承・発展させながら、今から10年後の葉山町のあるべき姿に向かって計画的にまちづくりを進めていかなければなりません。

その担い手は行政や議会をはじめ、町民、地域組織、NPO（特定非営利法人）やボランティア団体、事業者といった多様な主体であり、お互いが助けあい、支えあって、まちづくりを進めていくことが重要となっています。

こうした認識のもと、第三次葉山町総合計画の成果と今後の課題を踏まえ、これからのまちづくりの指針として第四次葉山町総合計画を策定し、掲げる将来像の実現に向けたまちづくりに取り組んでいきます。

第2章 計画の基本姿勢

社会動向を的確に反映した計画

最新の社会動向を反映した計画としています。

めざす姿、目標が明確で、だれにでも分かりやすく、使いやすい計画

将来像が明確に描かれていて、町民にとっても職員にとっても分かりやすく、使いやすい計画とするために、「あれも、これも」の総花的主義を脱却し、盛り込む内容を「厳選」することにより、簡素で明快な計画としています。

進行管理（評価）ができる計画

政策・施策・事業が分かりやすく対応し、PDCA（「計画（Plan）」→「実行（Do）」→「評価（Check）」→「見直し（Action）」）サイクルによる評価・改善ができる計画としています。

町民と協働で推進できる計画

地域の課題解決のためには、「自助・共助・公助」の3つが適切に機能することが大切であるという考え方を基本に、町民と行政が適切な役割分担のもと、お互いができることを行い、できないことを補い合う「補完性の原則」を尊重した、協働によるまちづくりを目指す計画としています。

第3章 計画の構成と期間

1 計画の構成

第四次葉山町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想

基本構想は、まちの将来像と、これを実現するためのまちづくりの基本目標や取り組みの方向を示すものです。期間は、平成27年度(2015年度)を初年度とし、36年度(2024年度)までの10年間とします。

基本計画

基本計画は、基本構想で掲げた基本目標を実現するために取り組む施策を体系的に示し、施策ごとのめざす姿を明らかにしたもので、実施計画を策定する際の基礎となるものです。

実施計画

実施計画は、基本計画に示した取り組みによりめざす姿を実現するために具体的に実施していく事業を示したもので、各年度の予算編成や事業実施の指針となります。

2 計画の期間

基本的な考え方

- ① 基本構想については、町政運営の継続性や一貫性の確保という視点から、短期的にその方向性を大きく変更する性質のものではありませんが、大きな社会情勢の変化や対応すべき喫緊の行政課題が生じた場合は適切に見直せるよう、その期間を10年とします。
- ② 基本計画については、計画の進行管理の視点から、その期間を4年とします。ただし、第1期については、第2期以降の4年というサイクルを生み出すために、変則的に6年とします。
- ③ 実施計画については、基本計画に示す分野ごとの施策（取り組み）の目標を実現するために実施していくものであることから、基本計画と同じ4年を基本的な考え方とします。ただし、第1期については、基本計画の期間が6年であることから、前期と後期に区分し、それぞれを3年とします。

総合計画の計画期間

西暦(年度)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
平成(年度)	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
基本構想	10年間										
基本計画	6年間(第1期)						見直し作業	4年間(第2期)			
										見直し作業	
実施計画	3年間(第1期前期)			3年間(第1期後期)			4年間(第2期)				

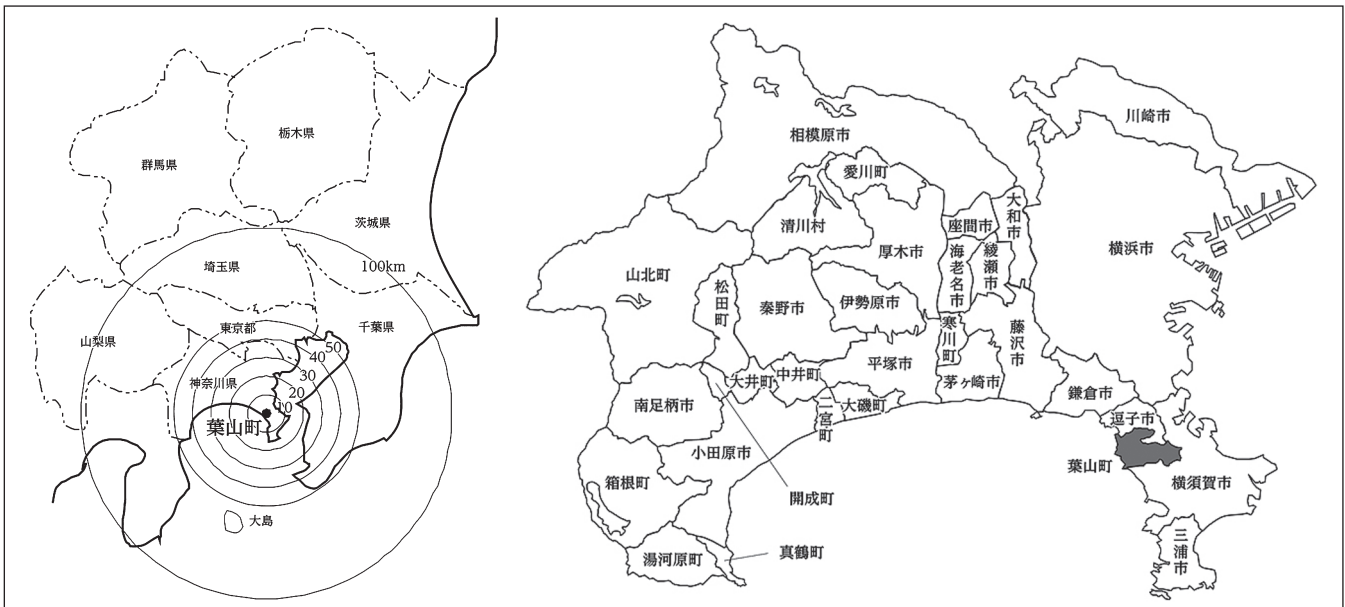
第4章 葉山町の特徴

1 立地～大都市に近接し、相模湾を臨む～

葉山町は、東京都心から約 50 km、横浜市の中心部から約 20 km、首都圏の一角に位置する面積 17.06 km²の町です。

相模湾越しに富士山や伊豆半島を望む三浦半島西北部の丘陵地域で、北は逗子市に、南及び東は横須賀市に接し、相模湾沿岸の西部や逗子市方面の北部を中心に市街地が広がっており、東部は山林が多くなっています。

葉山町の立地



2 自然～美しい海とみどりが保全・活用される～

葉山の南北 4 kmの海岸線は、砂浜と岩礁の美しい景観を有し、「日本の渚百選」に選出されるとともに、眺望に優れる長者ヶ崎や森戸の夕照は、「かながわの景勝 50 選」となっています。また、一色、森戸、長者ヶ崎・大浜の 3 つの海水浴場とマリナーが整備され、マリンスポーツの拠点が形成されています。

一方、市街地の背後に広がる山々のみどりは、首都圏に残された貴重な憩いの空間であり、ハイキング・散策で活用されています。

こうした恵まれた自然は、御用邸のイメージとあいまって、観光・交流のみならず、葉山への移住・定住にも大きな役割を果たしています。

3 歴史～保養地から調和のとれた住宅都市へ～

明治時代の中ごろまで三浦半島の寒村にすぎなかった葉山は、横須賀線開通を機に、皇族や各界名士の別荘が相次いで建設されるとともに、明治27年（1894年）には御用邸の造営が行われ、首都圏の保養地として発展しました。

その後、わが国の高度経済成長の流れを受け、1970年代から丘陵地が開発されてベッドタウン化が進みましたが、1980年代以降は、土地開発への圧力が高まるなかで、開発事業指導要綱を運用しながら、無秩序な開発の抑制を図ってきました。

また、2000年代に入っても、町民の高い意識と協力のもと、優れた住環境や景観が形成されてきました。こうした町民による取り組みとともに、町においても、都市計画法に基づく高度地区の決定や建築基準法に基づく「葉山町建築物の構造の制限や地盤面の設定に関する条例」の制定などにより、豊かな自然環境と調和のとれた住宅都市の発展に努めてきました。

学術研究・芸術文化面においては、湘南国際村の開村（1994年）や神奈川県立近代美術館葉山の開館（2003年）などにより、高度な都市機能が新たに加わり、町の魅力を一層高めています。



湘南国際村から望む富士



神奈川県立近代美術館 葉山

II

基本構想



絵屏風
葉山の里山を描く「ふるさと絵屏風」作業風景
(木古庭町内会、上山口町内会)
～今昔を継承し、さらに未来の子どもたちのために～



消防団
「広報はやま 平成26年(2014年)4月号」表紙(葉山町消防分団)
～ぼくのパパは消防団員～



地域パトロール
地域の防犯パトロール活動風景(長柄下町内会)
～地域でできることは地域で～



町民ワーキング
「第四次葉山町総合計画基本構想町民ワーキンググループ」活動風景
～こんな町にしたい、そのためにしなければならないことって何?～

第1章 基本理念

葉山町は、美しい海とみどり深い山々など豊かな自然に恵まれたまちで、古くから避暑避寒の地として知られ、多くの名士の別荘や居宅が設けられました。現在でも、御用邸の存在や美しい景観によって「静かで品のある落ち着いたまち」というイメージが定着しているまちです。

先人の方々から大切に受け継がれてきた「葉山」に誇りと愛着を持ち続けられるようなまちづくりを進めていくことが今を生きる私たちの責務です。そのためには、「葉山」に暮らす、すべての人がまちづくりの主役となって、心豊かな人を育て、安全で快適な暮らしを維持しながら、地域の活力を創造していく必要があります。

本計画では、次の4つを基本理念に掲げ、まちづくりを進めます。



“人を育てる”葉山

まちの将来を担う子どもたちの育ち・学びが地域ぐるみで支えられるとともに、だれもが生涯にわたり学び合い、活躍できて、交流できる“人を育てる”葉山をめざす



“暮らしを守る”葉山

豊かな自然環境を守りつつ、相互の支えあいと心がけによって、だれもが生き生きと自分らしく、心穏やかに安心した生活を送ることができる“暮らしを守る”葉山をめざす



“活力を創造する”葉山

だれもが快適で住みやすいまちの中で、楽しく豊かな時間を過ごせ、笑顔あふれる生活が展開される“活力を創造する”葉山をめざす



“みんなで作る”葉山

だれもが地域のことに関心を持ち、地域活動に参加・協力し、町民と行政が協働でまちづくりを進める“みんなで作る”葉山をめざす

第2章 まちの将来像

葉山町では、第一次～第二次総合計画において、「こころ豊かな美しい伝統のまちづくり」を、第三次総合計画において、「海とみどりにひろがる交流 文化のまち 葉山」を将来像に掲げてまちづくりを進めてきました。

これまで築きあげてきたまちづくりを尊重し、継承しながら、本計画の4つの基本理念に基づいた、新しいまちの将来像を「美しい海とみどりに 笑顔あふれる こころ豊かな ふるさと 葉山」とします。

美しい海とみどりに 笑顔あふれる こころ豊かな ふるさと 葉山

美しい海とみどり

世界遺産の富士山や伊豆半島を望む風光明媚な海岸や、四季折々に豊かな表情を見せてくれる山々の深い緑のように、葉山町の自慢である豊かな自然環境をイメージしています。

笑顔あふれる

“安心”や“心の豊かさ”を連想させる笑顔があふれているまちをイメージしています。

こころ豊かな

温かみのある人々のふれあいや地域社会の存在が、町民一人ひとりに、心のやすらぎや癒しなどをもたらす、こころを大事にする社会をイメージしています。

ふるさと

先人の方々から大切に受け継がれてきた「葉山」への誇りや愛着により築かれるまちの姿をイメージしています。

第3章 将来の人口

将来の人口は、今後あらゆるまちづくりを考えていく上での基本となります。本計画では、最終年である平成36年の総人口を約32,000人と推計します。

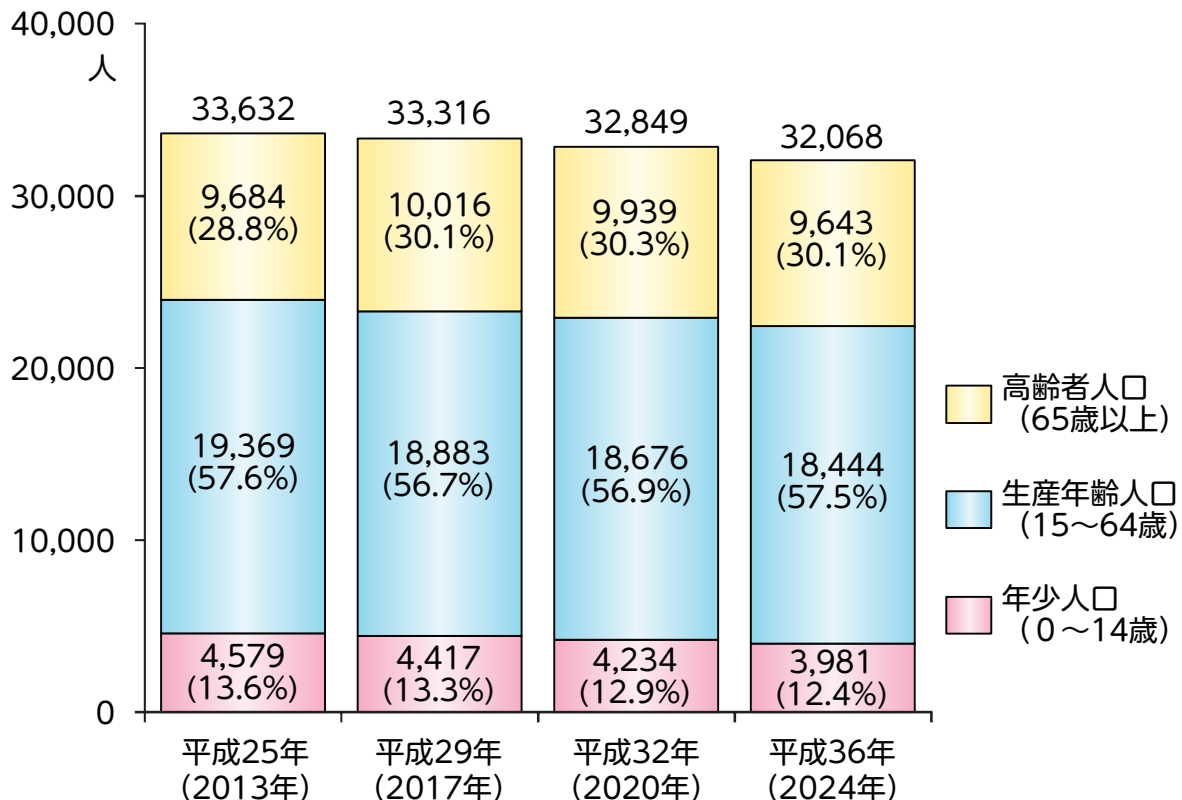
総人口が減少する中、少子高齢化の進展と生産年齢人口減少の傾向は今後も続くことが見込まれており、これに伴い、社会保障関係にかかる経費は増加し、歳入の根幹である個人住民税は減少することが予想されます。

このような状況は、これから先、葉山町だけでなく、ほぼ日本全国の自治体で直面する問題です。こうした中で、町としての一定の営みがきちんと継続できて、基本的な枠組みを維持していけるようなまちづくりを進めていく必要があります。

本計画における将来の人口に対する基本的な考え方については、人口が減少していくことは受け入れつつも、その減少を最小限に抑えながら、人口構成のバランスに配慮し、若い世代の転入・定住者を増やす取り組みを計画的に実施することなどにより、可能な限り、現在の人口である約33,000人を維持していくことを目指します。



将来人口の推計

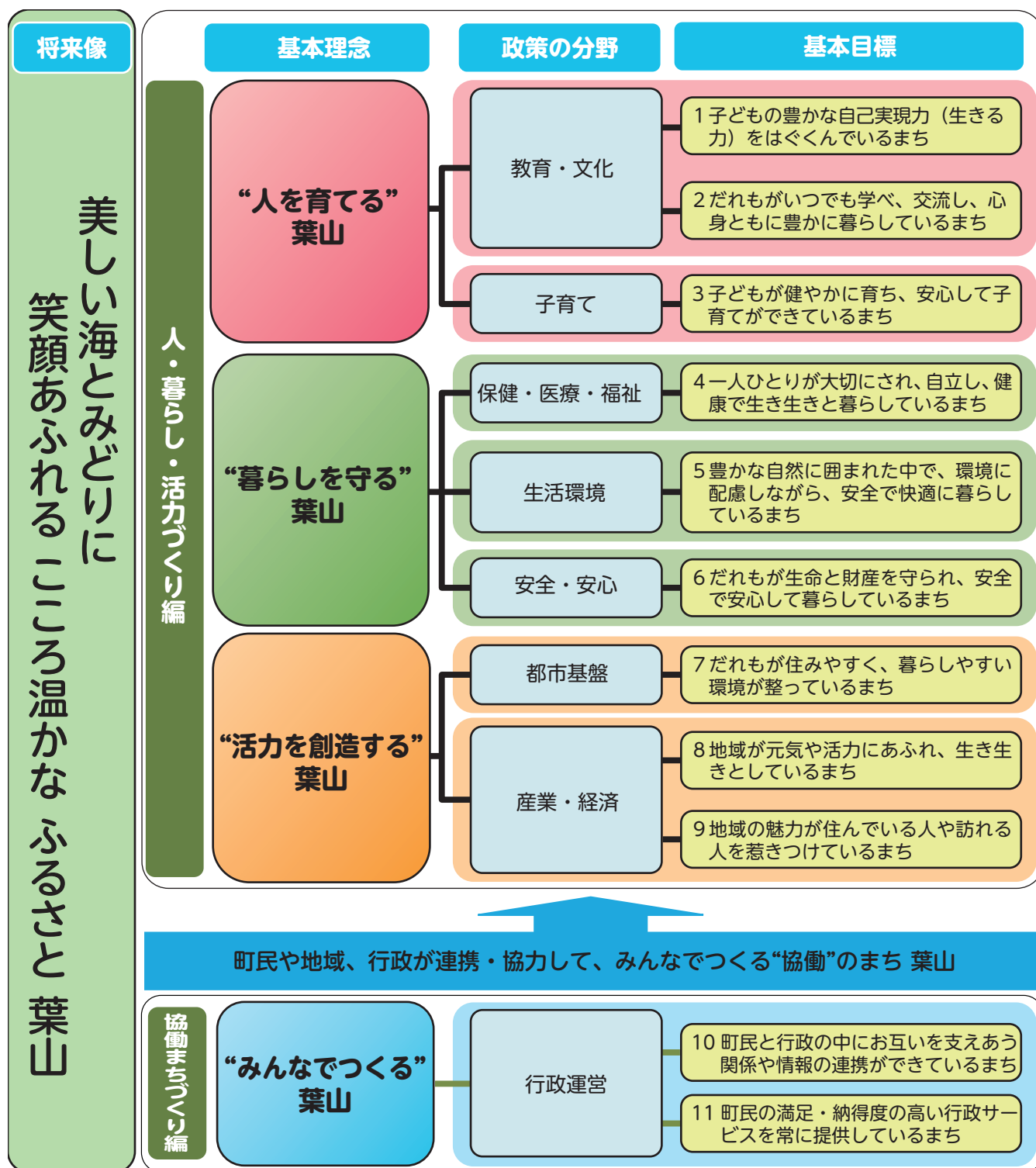


※平成20年と25年を基礎としたコーホート法による住民基本台帳人口推計値。

※構成比は小数第2位を四捨五入しており、計数の合計が100.0%にならないところがある。

第4章 基本目標

将来像を実現するために、【人・暮らし・活力づくり編】にかかる9つの基本目標と、本計画を着実に進めるための土台となる【協働まちづくり編】にかかる2つの基本目標を合わせた、11の基本目標を掲げます。



第5章 施策の大綱

11の基本目標を達成するために、20からなる施策分野（取り組み）ごとの将来像を明らかにし、これに沿った総合的かつ計画的なまちづくりを進めます。

1 人・暮らし・活力づくり編

基本理念 1 “人を育てる”葉山

基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力（生きる力）をはぐくんでいるまち
(教育・文化)

1（施策分野の将来像）学校教育

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

まちの将来を担う子どもたちが、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくみ、豊かな自己実現力（生きる力）を持った自立した大人に成長できるよう、町の豊かな地域資源（人材や自然環境など）を有効活用しながら、一人ひとりの個性や能力を適切に引き出すきめ細かな教育を推進します。

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らしているまち
(教育・文化)

2（施策分野の将来像）生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

いつでも学べる場と機会があり、感性を豊かにする環境が整っている

だれもがいつでも気軽に学べて、年齢や体力に応じて運動することができる場や機会を提供するとともに、芸術文化活動に親しめる環境づくりや地域で受け継がれてきた文化の伝承活動に取り組みます。

また、こうした学習・スポーツ活動等によって広がる世代を超えたふれあいや出会い、交流、さらには人権と平和の尊重にむけた取り組みにより、心身ともに豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標 3

子どもが健やかに育ち、安心して子育てができていくまち

(子育て)

3 (施策分野の将来像) 子育て

子育てを地域の人々で支える中で、子どもがのびのびと育っている

親と子が健やかに成長し、安心して子育てができるよう、また、葉山に暮らす若者が、「将来このまちで子どもを産み育てたい」と思えるよう、子育て支援サービスを充実するとともに、子育てを地域の人々で支えあうことにより、子どもが元気にのびのびと育つまちづくりを進めます。



波打ち際で遊ぶ子ども (一色海岸)



里山管理体験 (湘南国際村緑地)

基本理念 2 “暮らしを守る” 葉山

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち
(保健・医療・福祉)

4 (施策分野の将来像) 保健

だれもがいつまでも心身ともに健やかで、元気に暮らしている

だれもが生涯にわたって心身ともに健康で、元気に暮らせるよう、各種予防接種や健診を実施し、疾病の予防・早期発見に努めるとともに、健康な食生活への関心を高め、自発的な健康づくり活動に取り組んでいけるような環境づくりを町民、地域団体、関係機関、学校との連携により進めます。

5 (施策分野の将来像) 医療

だれもが安心できる医療体制が整っている

町内や近隣市の医療機関との連携強化を図ることにより、だれもがいつでも安心して必要な医療を受けられる体制づくりに努めます。

6 (施策分野の将来像) 福祉

支えあいによって、すべての人が安心して暮らしている

地域のつながりの中で、だれもが自立し安心して暮らせるよう、地域で支えあうまちづくりを進めます。

高齢者や障害児者、その家族を支援する福祉サービスの充実に加え、地域の支えあいを推進するための町民の自発的な福祉活動を支援します。

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち
(生活環境)

7 (施策分野の将来像) 緑化推進

緑豊かな環境が保たれている

緑豊かな葉山を次世代に引き継いでいくために、家庭や地域の身近な緑から町域を越える緑など、様々な緑を大切に守り、育てる取り組みを町民とともに進めます。

8 (施策分野の将来像) 環境共生

環境共生型社会の形成を目指した取り組みが、地域で浸透している

環境への負荷をできる限り低減する資源循環型社会を実現するため、ゼロ・ウェイストの理念のもと、町民とともにごみの資源化減量化に正面から取り組み、資源の無駄遣いを減らすとともに、安定的なごみ処理体制の確保に努めます。

また、環境負荷の低いエネルギーの普及促進や有効活用、省エネルギーに関する取り組みを推進します。

9 (施策分野の将来像) 水環境

良好な水環境が未来の世代に引き継がれている

河川等の水質を保全し、良好な水環境を未来の世代に引き継いでいくため、公共下水道の整備と合併処理浄化槽の普及促進に努め、生活排水の適切な処理に取り組みます。

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち
(安全・安心)

10 (施策分野の将来像) 消防・救急

生命や財産が守られ、だれもが安心できる消防・救急体制ができている

消防本部や消防団の人員、車両、資機材等の計画的な整備を図るとともに、町民の防火意識や救急・救命に関する知識・技術の普及を進めることによって、生命や財産が守られ、だれもが安心できる消防・救急体制を維持します。

11 (施策分野の将来像) 防災

災害に強い、安全なまちになっている

あらゆる災害から生命や財産を守るため、一人ひとりが自ら取り組む「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」、公共が取り組む「公助」の防災理念のもと、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策の推進に努め、地域防災力を一層強化し、災害に強いまちをめざします。

12 (施策分野の将来像) 防犯・交通安全・相談

だれもが日々の生活に心配や不安がなく、心穏やかに暮らしている

だれもが日々の生活に心配や不安がなく、心穏やかに暮らせるよう、犯罪、事故に対する地域での見守りネットワークの強化や困りごとの相談体制の充実に努めます。



長坂詩葉さん(小学4年生)
平成26年度
葉山町防火ポスターコンクール町長賞



春田健伸さん(小学4年生)
平成26年度
葉山町防火ポスターコンクール議長賞

基本理念3 “活力を創造する” 葉山

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

(都市基盤)

13 (施策分野の将来像) 土地利用

自然に囲まれた居住環境と緑が大切にされている葉山のイメージが保たれている

自然に囲まれた居住環境と緑が大切にされている葉山のイメージを基調としながら、各地域の特性を活かした土地利用に取り組み、魅力あるまちづくりを進めます。

14 (施策分野の将来像) 居住環境

やすらぎとうるおいを感じることができる空間がある

やすらぎとうるおいを感じることができる空間を創造するため、身近な緑や水を守りながら、様々な世代の住民が交流できる拠点となるような公園や河川の整備、町民との協働による公園の維持管理に取り組みます。

15 (施策分野の将来像) 道路環境

安全で環境に配慮した道路環境が整っている

地域の特性を踏まえた都市計画道路、生活道路の計画的な整備を進めます。また、安全で快適に利用できる道路環境を整えます。

16 (施策分野の将来像) 公共交通環境

だれもが使いやすい公共交通環境が整っている

だれもが利用しやすく、安心かつ快適に移動できるよう、今ある公共交通環境の維持・確保に努めるとともに、利便性の向上に取り組みます。

基本目標 8

地域が元気や活力にあふれ、生き生きとしているまち

(産業・経済)

17 (施策分野の将来像) 町内産業

地域産業が「葉山」というブランド力と結びつきながら、活発に活動している

農業・漁業は、地域にある自然の恵みを生かして付加価値を創造する営みであり、安全で安心な農水産物の安定生産を未来に引き継ぎます。

商業は、商工会など関係機関との連携による魅力ある商店街の形成や商品販売促進の支援を通して、町民や葉山を訪れる人が楽しく買い物ができる環境づくりを進めます。

地産地消など、地域の農業・漁業・商業が連携した取り組みにより、「6次産業」の創出をめざしていきます。



葉山牛（上山口地区）



しらす天日干し作業（堀内地区）

基本目標 9

地域の魅力が住んでいる人や訪れる人を惹きつけているまち

(産業・経済)

18 (施策分野の将来像) 観光振興

葉山の魅力が十分に発信され、ゆったりとした時間が流れるような観光スタイルが整っている

町民との協働の取り組みによって、美しい自然や価値の高い文化、個性豊かな飲食店などの葉山の地域資源の魅力を高めるとともに、効果的な観光情報の発信により、葉山らしい観光スタイルを構築します。

2 協働まちづくり編

基本理念4 “みんなでつくる”葉山

基本目標 10

町民と行政の中にお互いを支えあう関係や情報の連携ができているまち
(行政運営)

19 (施策分野の将来像) コミュニティ・協働

豊かな地域社会が形成されていて、町民自ら主体的に地域課題の解決に取り組んでいる

町内会（自治会）活動の充実などによる地域コミュニティの活発化を通じて、地域のつながりや支えあいの意識を高めるとともに、多様な主体が連携・協力しながら、行政事業への協力や地域課題の解決に向けて主体的に取り組むまちづくりを進めます。また、広報広聴活動による町民との情報連携を充実します。



「第四次葉山町総合計画基本構想町民ワーキンググループ」活動風景

基本目標 11

町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち
(行政運営)

20 (施策分野の将来像) 行財政運営

職員の能力が最大限に発揮できていて、社会の変化にも柔軟に対応できる効率的な行財政運営が行われている

町民の満足・納得度の高い行政サービスが常に提供されるよう、その根幹となる職員の育成や行政組織の活性化に取り組むとともに、健全な財政を維持することにより、様々な社会の変化にも柔軟に対応できる行財政運営を進めます。

第6章 土地利用基本構想

1 葉山町の土地利用の現状

葉山町の地形は、東側が三浦半島の背骨となる丘陵地、西側が海、そこに丘陵地から発する南北二つの川が東から西へ流れています。この二つの川の流域において、それぞれ海岸と河川沿いの平坦地に漁村集落や農村集落が古くから存在しました。

人口5千人程度の寒村であった葉山町は、明治期以降、温暖な気候と風光明媚な自然環境から葉山御用邸の造営をはじめとして、多くの別荘、保養所が設けられ保養地として発展し、昭和30年代からの高度経済成長期には、丘陵地が開発されて住宅団地が造成され、人口も急増して東京・横浜方面など首都圏のベッドタウンとして市街地形成が進みました。

近年の市街地における土地利用状況の特徴として、都市的土地利用においては海岸地域に集積していた別荘や保養所が集合住宅などに姿を変え、自然的土地利用では、農地のうちの田畑や、山林などが減少傾向にあります。

現在、町域全体1,706haは都市計画区域で、優先的かつ計画的に市街化を進める市街化区域513ha（約30%）と、市街化を抑制する市街化調整区域1,193ha（約70%）に区分されています。

土地利用状況を見ると、町域全体では農地、山林などの自然的土地利用が61.8%で、その中でも傾斜地山林が50.2%と過半数を超えています。次いで住宅用地が19.3%となっており、その他はいずれも10%未満となっています。

市街化区域の都市的土地利用は82.3%で、そのうち住宅用地が53.9%、道路用地が12.6%、自然的土地利用は減少傾向にあるものの17.7%と県内でも高い割合となっています。

市街化調整区域では、自然的土地利用が80.8%となっており、中でも山林が71.7%とそのほとんどを占めています。

2 土地利用基本構想の考え方

本町の土地利用は、高度経済成長期以降の首都圏への人口流入の受け皿として、豊かな自然環境との調和を図りながら、宅地や公共施設用地などを確保してきた歴史があります。併せて、都市計画法をはじめとする様々な法制度を運用しながら、葉山な

らではの良好な住環境の形成に努めてきました。

現在の土地利用の考え方の基本は、平成9年の葉山町都市計画マスタープランや平成12年を計画初年度とする第三次葉山町総合計画に基づいて取り組んできたまちづくりが土台となっており、本総合計画においても、この考え方の大きな転換をするのではなく、この枠組みを守りながら、これまでの基本方向を踏襲していくことが重要と考えられます。

以降に示す「3つの地域区分」や「都市構造概念図」については、これまでの取り組み結果として、築きあげてきたまちの姿を分かりやすく示したものであり、これからも、これまでの基本方向を受け継ぎつつ、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図りながら、葉山町の豊かな自然環境に恵まれた住環境の維持向上をめざし、地域の特性を踏まえた総合的・計画的な土地利用を進めます。

3 3つの地域区分に応じた土地利用の推進

葉山町を次の3つの地域に分け、特性に応じた土地利用を進めます。特に海岸地域や里山の景観の保全、旧別荘地から継承した町並み、風致の維持などを重視した土地利用とします。

海岸地域

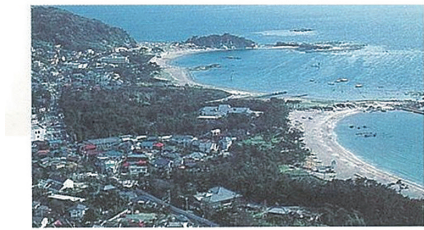
国道134号・県道311号（鎌倉葉山線）から西側の海沿いの地域は、御用邸をはじめ歴史的な風格のある町並みや多くの景勝地を有しています。そこで、この地域では、自然と調和した良好な住環境の形成を基本としながら、各地からこの地域を訪れる人々が楽しく集い交流する環境を整え、活気とうるおいと風格ある土地利用を図ります。

山手地域

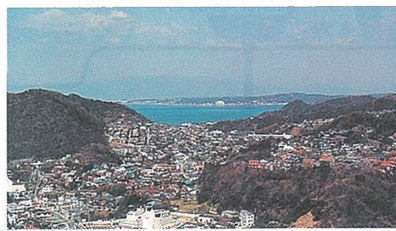
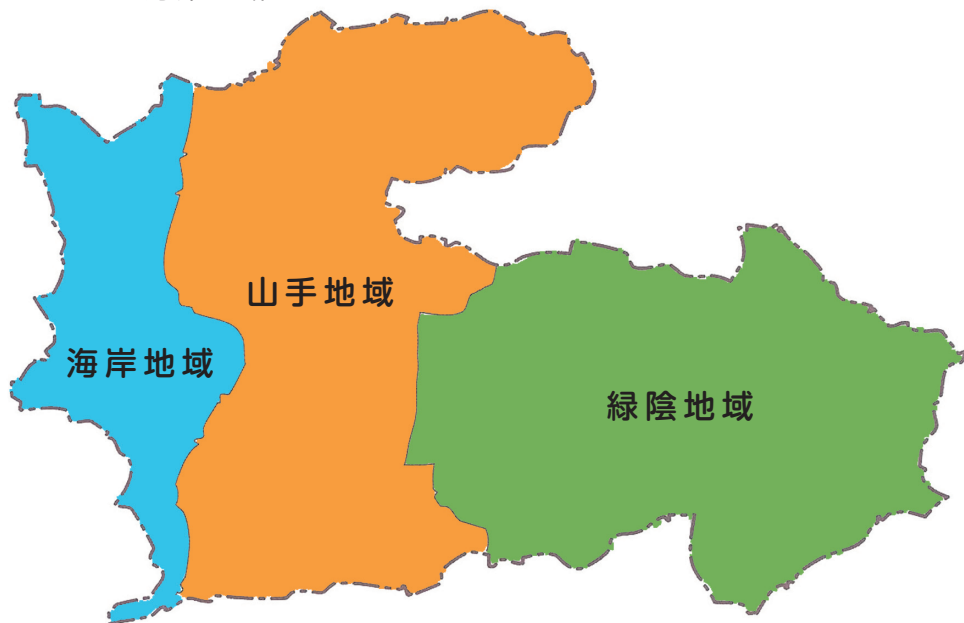
国道134号・県道311号（鎌倉葉山線）から東に上山口の入口までの地域は、公共施設が集中的に立地しているとともに、平坦地や丘陵地に住宅が開発されています。そこで、この地域では、町の中心的な交流拠点として育成していくとともに、緑に囲まれた良好な低層住宅地としての土地利用を図ります。

緑陰地域

木古庭・上山口地区は、市街化を抑制する地域であったことから、農地や山林などが多く、自然豊かな地域で今日まで美しい里山の景観を残しています。今後も市街化調整区域として、農地や山林の保全を基本とし、住宅地としての土地利用は自然との共生を尊重しながら最小限の範囲に抑制します。



海岸地域



山手地域

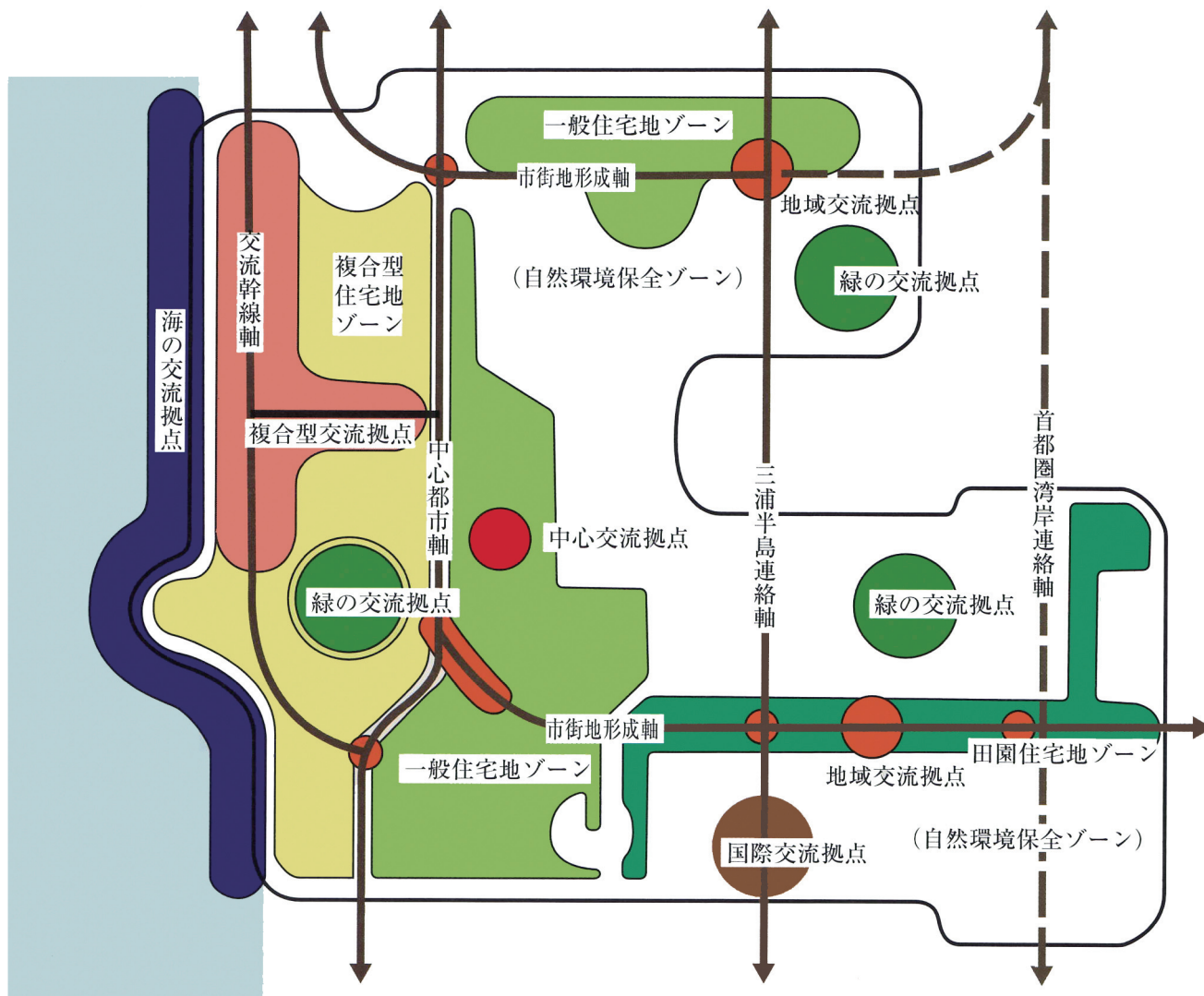


緑陰地域

土地利用基本方向図

4 めざす都市構造

土地利用の現状と土地利用基本構想の考え方、3つの地域区分を踏まえ、本総合計画に掲げる各種施策を推進することにより、以下の都市構造の形成・維持をめざしていきます。



都市構造概念図

① 軸

まちづくりの骨格となり、道路体系の整備や土地利用の方向性を位置づけるものを「軸」と表現しています。

② 交流拠点

町内外の人々を集める魅力をもった葉山町の資源を「交流拠点」と表現しています。

③ ゾーン

将来的な土地利用の方向を示した区域区分を「ゾーン」と表現しています。

- 複合型住宅地ゾーン：海の存在、文化芸術等の集客施設の存在、商店街の存在を活かす住宅地
- 一般住宅地ゾーン：良好な低層住宅地の存在を活かす住宅地
- 田園住宅地ゾーン：農地と樹林地の存在を活かす住宅地
- 自然環境保全ゾーン：豊かな自然を保全し、その存在を活かす区域

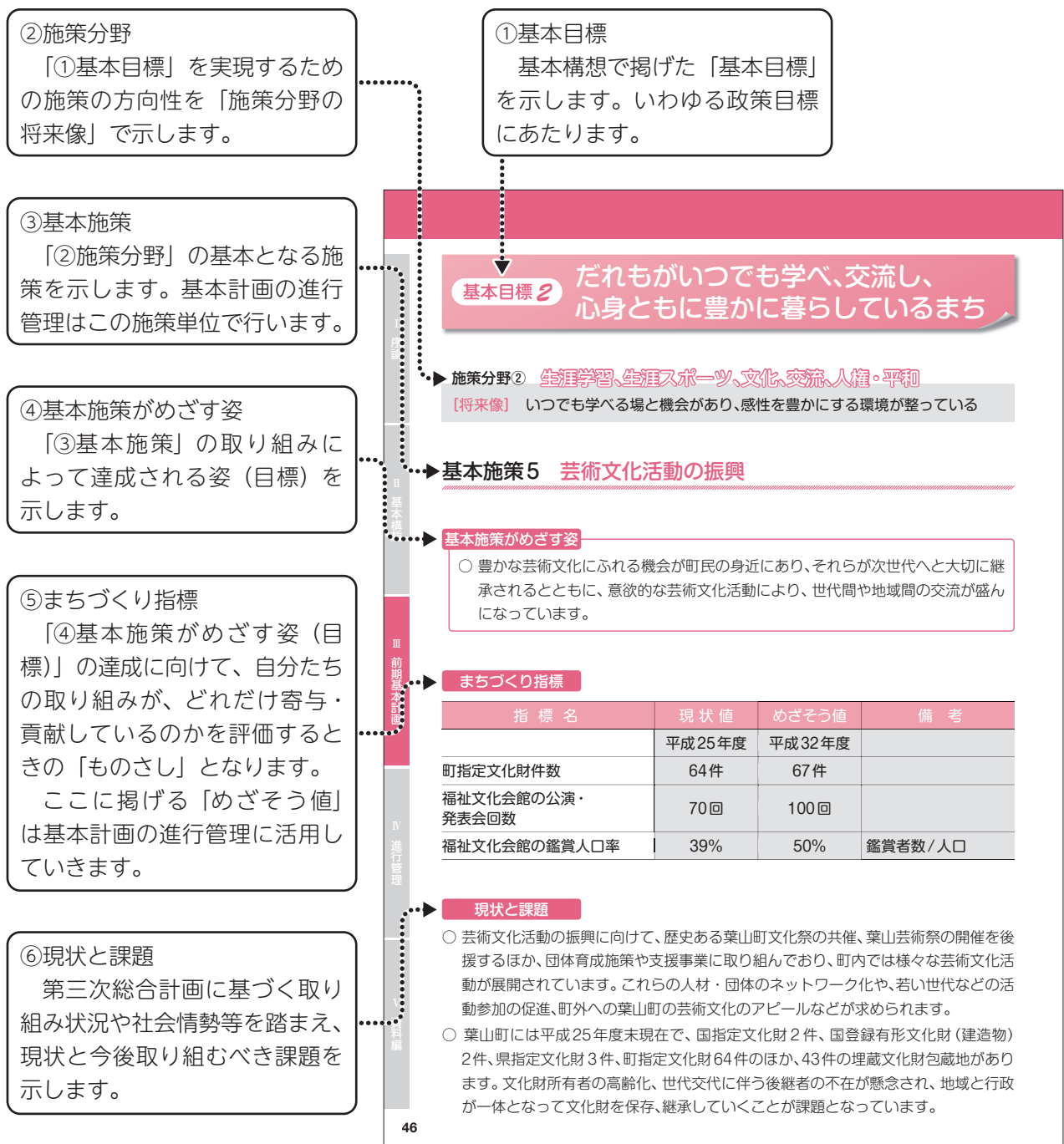


III

前期基本計画

基本計画書の構成

- 基本計画書は「①基本目標」「②施策分野」「③基本施策」「④基本施策がめざす姿」「⑤まちづくり指標」「⑥現状と課題」「⑦基本方針」「⑧具体的な取り組み（単位施策）」「⑨協働でできること」で構成されています。
- 「現状と課題」を踏まえ、将来まちがどのようなようになるかを「基本施策がめざす姿」として描き、その達成状況（成果）をあらわす目安として「めざそう値」を掲げています。



- また、この「基本施策がめざす姿」を実現するための方策（手段）として「基本方針」を示しています。
- さらに協働のまちづくりを推進していくため、町民と行政が協働で進められる取り組みを「協働でできること」として取り上げています。

Ⅲ 前期基本計画

基本方針

- 地域の貴重な文化財を適正に保護するとともに、様々な学習の場で活用していきます。
- 優れた芸術文化に町民が身近にふれることのできる機会を充実させるとともに、町民による芸術文化活動の活性化を図ります。

具体的な取り組み

単位施策	5 - 01	芸術文化活動の機会充実と活性化
<p>町民が芸術文化活動を楽しみ、価値ある芸術文化が継続的に創造されるよう、町民の芸術文化活動を支援していきます。</p> <p>葉山町の芸術文化の拠点である福祉文化会館については、優れた音響構造、約500席という活用しやすい規模などの強みをアピールし、活動団体の公演や発表等の場としての利用拡大を図っていきます。</p>		
単位施策	5 - 02	文化財の保存と活用
<p>国指定史跡長柄桜山古墳群は、逗子市と共同で計画的に保存・活用を図っていきます。</p> <p>郷土の文化財の愛護の意識を育むため、講座や見学会などの実施や学校教育の場での学習機会の充実に努めるとともに、文化財に関する調査研究、保存方法の検討などを推進し、貴重な文化財の適正な保護に努めます。</p>		

47

⑦基本方針
「④基本施策がめざす姿」を実現するために取り組む具体的な内容を示します。

⑧具体的な取り組み（単位施策）
「③基本施策」を構成する個々の具体的な取り組み（施策）を示します。

⑨協働でできること
「⑧具体的な取り組み（単位施策）」において町民と行政が協働で進められる取り組みを提案しています。

基本計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	単位施策					
I 序論	II 基本構想	III 前期基本計画	IV 進行管理	V 資料編	人 を 育 て る	子どもの豊かな自己実現力（生きる力）を はぐくんでいるまち P38	1 学校教育の充実 P38	1-01 教育内容の充実 1-02 教育環境の整備 1-03 特別支援教育の充実 1-04 開かれた学校づくりの推進
						だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らしているまち P40	2 生涯学習の振興 P40	2-01 生涯学習活動の支援 2-02 生涯学習の場の確保 2-03 青少年健全育成の推進
						3 図書館サービスの充実 P42	3-01 蔵書・資料の充実 3-02 利用しやすい環境づくり	
						4 生涯スポーツ活動の推進 P44	4-01 取り組みやすい環境づくり 4-02 競技スポーツの推進 4-03 スポーツ環境の充実	
						5 芸術文化活動の振興 P46	5-01 芸術文化活動の機会充実と活性化 5-02 文化財の保存と活用	
						6 姉妹都市交流の推進 P48	6-01 国内姉妹都市との交流活動の推進 6-02 国際姉妹都市との交流活動の推進	
						7 人権と平和の尊重 P50	7-01 人権尊重社会の形成 7-02 男女共同参画の推進 7-03 平和意識の普及・啓発	
						子どもが健やかに育ち、安心して子育てが できているまち P52	8 子ども・子育て支援の充実 P52	8-01 子育て支援サービスの充実 8-02 子どもの健やかな成長への支援 8-03 子育て家庭への支援
人 を 育 て る	喜 ら し を 守 る	一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で 生き生きと暮らしているまち P56	9 健康づくりの支援・推進 P56	9-01 自発的な健康づくりの支援 9-02 保健・予防対策の推進 9-03 保健センターの役割と取り組み 9-04 食育事業の推進				
		10 地域医療体制の充実 P58	10-01 かかりつけ医の普及・促進 10-02 救急医療体制の強化 10-03 国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営					
		11 地域福祉の充実 P60	11-01 身近な地域での支えあい活動の拡大 11-02 福祉意識の啓発とボランティアへの参加の拡大 11-03 地域福祉の推進体制の強化					
		12 高齢者福祉の充実 P62	12-01 地域包括ケアの推進 12-02 介護予防・生きがいづくりの推進 12-03 介護保険サービスの充実					
		13 障害児者福祉の充実 P64	13-01 相談支援の充実 13-02 就労の促進 13-03 地域での自立生活支援の充実					
		14 緑の保全 P66	14-01 緑の保全活動の促進・支援 14-02 有害鳥獣の防除と在来希少生物の保護					
		15 循環型社会の形成 P68	15-01 ごみの資源化・減量化の推進 15-02 ごみの安定処理					
		豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち P66	16 地球温暖化対策の推進 P70	16-01 資源エネルギー対策の促進				
17 公共下水道事業の推進 P72	17-01 公共下水道の整備推進と普及・促進 17-02 公共下水道施設の適正な運営							
18 合併処理浄化槽の整備 P74	18-01 合併処理浄化槽の普及・促進							

基本理念	基本目標	基本施策	単位施策
暮らしを守る(続き)	だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち P76	19 消防・救急体制の確立 P76	19-01 消防組織の強化 19-02 施設・設備の整備・充実 19-03 火災予防体制の強化 19-04 救急体制の強化
		20 災害に強いまちづくりの推進 P78	20-01 防災意識の高揚と自主防災活動の促進 20-02 応急体制の強化 20-03 防災基盤の整備
		21 防犯・交通安全対策の推進 P80	21-01 防犯対策の推進 21-02 交通安全対策の推進
		22 各種相談体制の確立 P82	22-01 相談体制の充実 22-02 消費生活問題への対応
活力を創造する	だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち P86	23 地域特性を生かしたまちづくりの推進 P86	23-01 地域特性に沿った土地利用の誘導 23-02 良好な景観の形成 23-03 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
		24 魅力ある公園の創出 P88	24-01 地域のニーズに即した公園の創出
		25 水辺環境の整備促進 P90	25-01 河川の治水性・親水性の向上
		26 計画的な幹線道路の整備 P92	26-01 都市計画道路の計画的な整備 26-02 都市計画道路の見直しに伴う都市計画決定(変更)
		27 安全で快適な町道の確保 P94	27-01 町道の整備・維持管理 27-02 道路交通の安全確保
		28 適切な橋りょうの維持管理 P96	28-01 橋りょうの予防保全型管理の推進
		29 公共交通の環境整備 P98	29-01 バス路線の充実 29-02 バスの利用環境の向上 29-03 自転車の利用環境の向上
	地域が元気や活力にあふれ、生き生きとしているまち P100	30 農業・水産業・商業の振興と連携の促進 P100	30-01 地域に根ざした農業の振興 30-02 つくり育てる漁業の振興 30-03 魅力ある商工業の振興 30-04 6次産業化の推進
	地域の魅力が住んでいる人や訪れる人を惹きつけているまち P102	31 観光の振興 P102	31-01 地域資源の魅力化・ネットワーク化 31-02 観光PRの推進
	みんなでつくる	町民と行政の中でお互いを支えあう関係や情報の連携ができていくまち P108	32 広報・広聴活動の充実 P108
33 協働によるまちづくりの推進 P110			33-01 協働推進のしくみづくり 33-02 非営利・公益的な活動への参加促進 33-03 空き家の有効活用
34 地域コミュニティの活性化 P112			34-01 地域コミュニティ活動への支援
町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち P114		35 計画的な行政の推進 P114	35-01 PDCAサイクルに基づく行政運営
		36 行政組織の充実 P116	36-01 効果的・効率的な組織体制の整備
		37 人材育成・人材管理の充実 P118	37-01 人材育成の充実 37-02 適正な人事管理の推進
		38 健全な財政運営の維持 P120	38-01 財源の確保 38-02 効果的・効率的な財政運営 38-03 分かりやすい財政状況の公表
		39 公共施設の有効かつ適切な管理 P122	39-01 公共施設の計画的な維持保全の推進 39-02 公共施設の再配置の検討
40 県・他自治体との連携・協力 P124	40-01 効果的な連携・協力の推進		

人・暮らし・活力づくり編



基本理念 1

“人を育てる”葉山

基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力 (生きる力)をはぐくんでいるまち

施策分野① 学校教育

[将来像] 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

基本施策1 学校教育の充実

基本施策がめざす姿

- 学校・家庭・地域が密に連携・協力して、児童・生徒一人ひとりへのきめ細かな教育・支援が推進され、多様で変化の激しい社会で主体的に行動できる「生きる力」が育まれています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
学校生活及び教育環境の満足度	—	90%	各学校における調査
地域と連携活動数	12回	20回	

現状と課題

- 葉山町には小学校が4校、中学校が2校あります。国の学習指導要領に基づき授業や教育活動が進められていますが、変動する時代に対応できる人づくりのため、基礎的な体力、基本的な生活習慣の獲得とともに、自ら学び、自ら考える力、すなわち「確かな学力」*1を身につけることが求められています。このような思考力・判断力・表現力やコミュニケーション能力を養うためには、地域住民と協力し、体験的な学びを推進することも重要です。
- 全国的に特別な支援を必要とする子どもが増える傾向にあり、葉山町においても教育環境を一層充実していくことが求められます。
- 校舎・体育館の耐震化は概ね進んでいますが、天井材や照明器具等の非構造部材の耐震化など、残された課題に取り組み、安心・安全な学校づくりを進める必要があります。

*1 「確かな学力」とは、基礎的・基本的な「知識や技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学ぶ意欲」など、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断して行動し、よりよく問題解決する資質や能力等の幅広い学力のこと。

基本方針

- 変化する時代に主体的に対応する人間の育成をめざし、学校・家庭・地域が連携しながら、教育内容や指導体制等の充実、教育環境の整備を進めます。
- 共生社会の実現に向け、「共に学び共に育つ」教育を推進します。

具体的な取り組み

単位施策	1 - 01	教育内容の充実
------	--------	---------

児童・生徒が「生きる力」を習得し、変化の激しい社会に主体的に対応できるよう、授業改善の推進、総合的な学習の時間での創意工夫、町費教員を含めたきめ細やかな学習支援、教育研究所における調査・研修などにより、「確かな学力」の向上を図るとともに、教科学習や特別活動の充実により、「豊かな心」「健やかな体」の育成に努めていきます。また、小中学校における教育課程の連携を推進します。

単位施策	1 - 02	教育環境の整備
------	--------	---------

学校施設の耐震化を完了させるとともに、規模が小さくて耐震整備対象から外れていた建物や非構造部材を含めた、耐震化未実施部分の耐震整備計画を策定し、早期に耐震化を進めていきます。緊急修繕が必要なケースについては、速やかな対応を図るとともに、校舎等にかかる修繕計画を策定し、順次整備を進めていきます。また、中学校における学校給食の実施に向けた取り組みを推進していきます。

単位施策	1 - 03	特別支援教育の充実
------	--------	-----------

「インクルーシブ教育^{*2}」を推進するために、特別支援教育介助員など必要な人材の確保とたずさわる職員の研修の充実、保健・福祉・教育などの各部門の連携強化など、特別支援教育の充実を図っていきます。

単位施策	1 - 04	開かれた学校づくりの推進
------	--------	--------------

児童生徒と地域の人々が、共同での作業や体験活動など、共に喜びを分かち合う教育活動を推進することを通して、郷土を大切に作る心を育みます。また、地域住民の学校教育活動への参加を促進していきます。

協働でできること

- 町は社会人講師、中学生の就業体験等、地域と連携した教育を推進します。

*2 インクルーシブ教育とは、障害のある子どもを含むすべての子どもに対して、その子に必要な合理的配慮を提供し、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を「通常の学校」や「通常の学級」において行う教育のこと。

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

【将来像】 いつでも学べる場と機会があり、感性を豊かにする環境が整っている

基本施策2 生涯学習の振興

基本施策がめざす姿

- 町民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて、学習活動を楽しみ、個人の生活や仕事だけでなく、まちづくりにも活かされています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
生涯学習登録団体数	65	70	
ジュニアリーダーズクラブの活動回数	22	30	
青少年育成事業の定員に対する参加者の割合	77.4%	100%	

現状と課題

- 生涯学習のきっかけづくりとして生涯学習情報誌「まなSASSHi! (まなさっし)」や生涯学習指導者登録制度などを活用し、各種生涯学習講座等を実施し、一人ひとりの学習活動やグループとしての学習活動を支援しています。
- 時代の変化に対応した事業展開や様々な人材・世代が町の生涯学習活動に積極的に参加していくしくみづくりを進めていくことが求められています。
- 生涯学習の拠点となる施設がない中、既存の学校施設を含めた施設を活用していますが、今後、多様化した活動を支援するために、施設等の整備が検討課題となることも想定されます。
- 核家族化や地域社会での人間関係の希薄化により、家庭や地域において豊かな人間性を育むために必要な自然体験や社会体験をする機会が減少していることから、青少年に対する各種体験活動の場を提供し支援を続ける必要があります。

基本方針

- 町民が幅広く生涯学習活動に参加できるきっかけづくりと人材・団体のネットワーク化を進めます。

具体的な取り組み

単位施策	2 - 01	生涯学習活動の支援
------	--------	-----------

多様な媒体を通じて、生涯学習活動団体の積極的な情報提供に努めるとともに、町民一人ひとりの学習ニーズに応じた多様な講座・講演会・イベントなどの開催に努めます。

また、学びの継続や学んだことの地域への還元につながるよう、自主グループの活性化とともに、生涯学習指導者の育成と、人材情報の的確かつ迅速な収集・提供の充実を図ります。

単位施策	2 - 02	生涯学習の場の確保
------	--------	-----------

公共施設の再配置の方針及び計画の中に、各地区に必要な生涯学習機能を位置づけ、再配置を進めていきます。耐震工事が必要な施設は、計画的に工事を実施していきます。

また、生涯学習の場として、民間の空き家、遊休スペースなどの活用に向けて、ハード・ソフト両面から研究を進めていきます。

単位施策	2 - 03	青少年健全育成の推進
------	--------	------------

地域の特性を活かし、青少年の教育活動・体験学習活動を引き続き推進していきます。また、青少年を有害な環境から守るため、社会環境健全化の推進に努めます。

協働でできること

- 自主的な活動を展開している各種団体が、自らの活動を発展させ、その団体の人材を指導者として町民等を対象とした講座などを開催し、町は、その支援をしていきます。
- 町は、町民や町民活動団体の青少年健全育成活動への積極的な参加・協力を促進していきます。

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

[将来像] いつでも学べる場と機会があり、感性を豊かにする環境が整っている

基本施策3 図書館サービスの充実

基本施策がめざす姿

- 幅広い層の利用者が、本や資料に気軽に親しむとともに、知識を深めることにより、知的ニーズを満たすことができます。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
蔵書数	148,392冊	155,000冊	
利用者数	136,592人	140,000人	
インターネット予約件数	4,130件	5,500件	

現状と課題

- 公共図書館は、「教育、文化、情報の活力であり、心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関」です（ユネスコ公共図書館宣言 1994年）。
- 葉山町立図書館は、昭和56年の開館以来、落ち着いた雰囲気の中で本やメディアに親しみ、知識・知恵を習得する生涯学習の拠点として、町民に愛されています。
- 蔵書収集や運営に対する予算が限られる中で、利用者のニーズに応じて資料の充実を図るとともに、皇室、堀口大學、海（相模湾・マリンスポーツなど）、地域資料など、テーマに沿った資料の収集に努め、親しみのある図書館づくりを進めることが期待されます。

基本方針

- 公立図書館の使命を果たすため、身近な情報集積基地として、施設や蔵書・資料の充実に努めます。
- 情報発信の工夫や葉山らしい分野の強化を図るなど、館の魅力を引き出すことにより、新しい利用者を開拓します。

具体的な取り組み

単位施策	3 - 01	蔵書・資料の充実
------	--------	----------

幅広い層の利用者のニーズに応えられるよう、蔵書・資料の収集・整理・提供・保存を継続的に行っていきます。

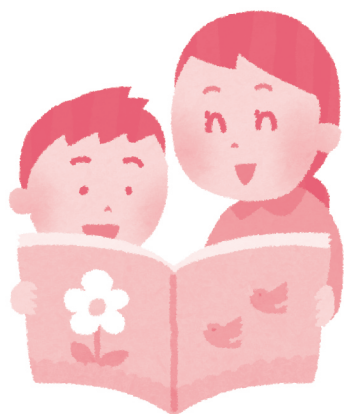
葉山の特色を活かした図書館作りに取り組み、また、町民からの資料提供も有効に活用し、「情報の拠点」としての役割を強化していきます。

単位施策	3 - 02	利用しやすい環境づくり
------	--------	-------------

様々な手段で、図書館情報をリアルタイムで発信し、利用に結びつけていきます。

協働でできること

- 町は、町民や町民活動団体の子どもたちへの読み聞かせや、図書館の展示など、図書館運営や読書活動への積極的な参加を促進していきます。
- 町は、町民の協力を得て、読み終えた本など、不要となった本をリサイクル図書として再活用します。



おはなし会(図書館)

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

【将来像】 いつでも学べる場と機会があり、感性を豊かにする環境が整っている

基本施策4 生涯スポーツ活動の推進

基本施策がめざす姿

- 多くの町民がスポーツに親しみ、心身ともに健やかに暮らし、スポーツを通じた交流が盛んな明るく活気のあるまちが実現しています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
体育施設稼働率	61.0%	75%	南郷上ノ山公園、小中学校校庭・体育館・格技室の稼働率
少年少女スポーツ講座参加率	74.1%	100%	

現状と課題

- スポーツは、心身の健康づくりや人々の交流に重要な役割を果たします。スポーツ基本法において、地方公共団体は、スポーツ施策を自主的かつ主体的にその地域の特性に応じて策定し、実施する責務を有するとうたわれています。
- 葉山町では、20の種目別協会、会員数延べ約2,300名を数える葉山町体育協会と連携しながら、生涯スポーツの普及拡大に努めています。このほか、町の支援等を得ていない民間の自主スポーツ団体や、スポーツクラブなど関連事業所も数多くあります。
- 町内にスポーツ施設が不足する中、学校体育施設などを活用し、活動が展開されています。今後も町民が継続的にスポーツを楽しみ、健やかな生活が送れるよう、スポーツ推進委員など人材の育成、日頃の活動の場の提供、大会・イベントなどの開催や後援、参加促進などに努める必要があります。

基本方針

- 年齢・体力・経験等を問わず、気軽にスポーツに参加し、楽しみながら継続していけるよう、関係団体と協働で、講座・教室の開催、自主サークルの育成、大会・イベントの開催など、各種事業を展開していきます。

具体的な取り組み

単位施策	4 - 01	取り組みやすい環境づくり
------	--------	--------------

スポーツに参加していない層の参加が進むよう、スポーツ体験講座など、スポーツ入門体験の提供機会を充実していきます。

また、仕事や家事が忙しくなりスポーツをやめてしまうというケースを防ぐしくみを関係団体とともに考え、取り組んでいきます。

さらには、まちぐるみでスポーツの機運を盛り上げるため、団体や人材のネットワーク化を進めていきます。

単位施策	4 - 02	競技スポーツの推進
------	--------	-----------

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催によるスポーツへの関心が高まる中、地域から優れたスポーツ選手が育成されることをめざし、競技スポーツの推進を図ります。

単位施策	4 - 03	スポーツ環境の充実
------	--------	-----------

学校体育施設や南郷上ノ山公園等の既存の施設を可能な限り有効に活用できるよう、利用方法や利便性の向上に努めるとともに、必要に応じて設備の改善等を行っていきます。また、スポーツ環境の充実に向けた多角的な検討を進めます。

協働でできること

- 町は、体育協会や協会加盟の各種目団体、スポーツ推進委員、その他スポーツ関連団体や事業所と連携した取り組みを進め、葉山のスポーツを盛り上げていきます。



基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

【将来像】 いつでも学べる場と機会があり、感性を豊かにする環境が整っている

基本施策5 芸術文化活動の振興

基本施策がめざす姿

- 豊かな芸術文化にふれる機会が町民の身近にあり、それらが次世代へと大切に継承されるとともに、意欲的な芸術文化活動により、世代間や地域間の交流が盛んになっています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
町指定文化財件数	64件	67件	
福祉文化会館の公演・発表会回数	70回	100回	
福祉文化会館の鑑賞人口率	39%	50%	鑑賞者数/人口

現状と課題

- 芸術文化活動の振興に向けて、歴史ある葉山町文化祭の共催、葉山芸術祭の開催を後援するほか、団体育成施策や支援事業に取り組んでおり、町内では様々な芸術文化活動が展開されています。これらの人材・団体のネットワーク化や、若い世代などの活動参加の促進、町外への葉山町の芸術文化のアピールなどが求められます。
- 葉山町には平成25年度末現在で、国指定文化財2件、国登録有形文化財（建造物）2件、県指定文化財3件、町指定文化財64件のほか、43件の埋蔵文化財包蔵地があります。文化財所有者の高齢化、世代交代に伴う後継者の不在が懸念され、地域と行政が一体となって文化財を保存、継承していくことが課題となっています。

基本方針

- 地域の貴重な文化財を適正に保護するとともに、様々な学習の場で活用していきます。
- 優れた芸術文化に町民が身近にふれることのできる機会を充実させるとともに、町民による芸術文化活動の活性化を図ります。

具体的な取り組み

単位施策	5 - 01	芸術文化活動の機会充実と活性化
------	--------	-----------------

町民が芸術文化活動を楽しみ、価値ある芸術文化が継続的に創造されるよう、町民の芸術文化活動を支援していきます。

葉山町の芸術文化の拠点である福祉文化会館については、優れた音響構造、約500席という活用しやすい規模などの強みをアピールし、活動団体の公演や発表等の場としての利用拡大を図っていきます。

単位施策	5 - 02	文化財の保存と活用
------	--------	-----------

国指定史跡長柄桜山古墳群は、逗子市と共同で計画的に保存・活用を図っていきます。
郷土の文化財の愛護の意識を育むため、講座や見学会などの実施や学校教育の場での学習機会の充実に努めるとともに、文化財に関する調査研究、保存方法の検討などを推進し、貴重な文化財の適正な保護に努めます。

協働でできること

- 町は、町内（自治）会、町民活動団体と連携、協力し、文化財の保存・活用を進めます。
- 芸術文化活動は町民が自分自身の自己実現のために行います。町は、発表機会の提供などを通じて、町民の自主的な活動を支援していきます。



基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

【将来像】 いつでも学べる場と機会があり、感性を豊かにする環境が整っている

基本施策6 姉妹都市交流の推進

基本施策がめざす姿

- 草津町、ホールドファストベイ市と相互の人的・文化的交流が進み、葉山町民が交流を通じて多くのことを学んでいます。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
草津町が姉妹都市であることの認知度	—	100%	町民アンケート
ホールドファストベイ市が姉妹都市であることの認知度	—	100%	町民アンケート

現状と課題

- 葉山町では、昭和44年に群馬県草津町と姉妹都市提携を結びました。両町を世に紹介したベルツ博士がとりもつ縁がきっかけでした。スキーと水泳による定期的親善交流や草津町文化祭への葉山町民の作品出品、葉山町民の草津温泉宿泊助成などを行ってきましたが、交流参加者の減少などが課題となっています。
- オーストラリアのホールドファストベイ市とは平成9年に国際姉妹都市を締結しました。ホールドファストベイ市は、面積、人口ともに葉山町とほぼ同じで、閑静な住宅が立ち並ぶマリンリゾートの地という点でも似ています。葉山町からの学生相互交流や訪問ツアーを実施してきましたが、新型インフルエンザ問題やお互いの財政事情などを受け、平成22年から交流が休止している状況です。
- 姉妹都市との交流については、これまでの文化、教育、観光など様々な分野の交流から生まれた効果を踏まえながら、培われてきた親善や親睦の維持と発展が求められています。

基本方針

- 草津町、ホールドファストベイ市の魅力を町民が身近に感じられるような情報を積極的に発信するとともに、有意義な交流活動を推進します。

具体的な取り組み

単位施策	6 - 01	国内姉妹都市との交流活動の推進
------	--------	-----------------

長い交流の歴史の中で培った草津町との友好を大切にし、今後も継続的・発展的に交流を深めていけるよう、様々な交流メニューを企画・立案し、推進していきます。とりわけ、防災面では「災害時における相互応援に関する協定」を締結しており、今後においても、相互応援体制のさらなる充実を図っていきます。

単位施策	6 - 02	国際姉妹都市との交流活動の推進
------	--------	-----------------

国際交流協会等と連携しながら、ホールドファストベイ市との今日的な交流メニューを企画・立案し、推進していきます。

協働でできること

- 町は、町民や町民活動団体とともに、文化・スポーツ活動などを通じて、姉妹都市との草の根的な交流を推進していきます。



草津町(群馬県)
昭和44年3月 姉妹都市締結



ホールドファストベイ市(オーストラリア)
平成9年12月 国際姉妹都市締結

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

【将来像】 いつでも学べる場と機会があり、感性を豊かにする環境が整っている

基本施策7 人権と平和の尊重

基本施策がめざす姿

- 差別や偏見、いじめ、暴力等がなく、一人ひとりがお互いを思いやり、認め合い、共に生きる平和な暮らし・社会を安定的に続けています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
人権講演会の参加人数	29人	40人	
DV(配偶者暴力)の認識度	—	100%	町民アンケート
平和標語コンクール(中学生対象)の応募点数	28点	45点	

現状と課題

- 私たちの周囲には顕在化しないところでいろいろな差別や偏見に心を悩ませている人がいます。人権啓発事業として、講演会や展示会などの開催や、パンフレット等の配布などを実施しており、今後も継続的に取り組み、人権意識の高揚を図っていくことが求められます。
- 男女それぞれの個性と能力を認めあい、尊重しあう男女共同参画社会の形成が求められています。葉山町男女共同参画プランに基づき、社会の意思決定の機会への女性の参画の拡大や、男女共同参画教育の推進、DV防止対策などを推進していくことが求められます。
- 平和な日本、平和な人類の実現に向け、平和標語コンクールなど、葉山町として取り組めることを継続的に推進していくことが求められます。

「葉を育て 山を守り 海と暮らす 未来に残す 平和の町」

南郷中学校3年生 鈴木 嘉人さん(平成26年度 葉山町平和標語コンクール 金賞作品)

基本方針

- 人権尊重社会、男女共同参画社会、平和な社会の実現に向けて、葉山町が一地方自治体として果たすべき役割を認識し、町民とともに協働で取り組みを進めます。

具体的な取り組み

単位施策	7 - 01	人権尊重社会の形成
------	--------	-----------

人権意識の啓発を図るため、研修会、講演会、展示会の開催やパンフレット等の配布などの啓発事業を継続的に推進します。また、人権指針の策定について検討を進めていきます。

単位施策	7 - 02	男女共同参画の推進
------	--------	-----------

男女共同参画社会の形成をめざし、意識啓発と実践活動を推進します。DV対策については、民生委員児童委員など地域の関係者や保育園・幼稚園・学校など子育て関係機関、福祉事務所・警察・児童相談所など専門機関と連携し、未然防止と改善措置を推進していきます。また、町職員の採用・育成や町が設置する審議会や委員会の委員についても、男女共同参画を推進します。

単位施策	7 - 03	平和意識の普及・啓発
------	--------	------------

平和標語コンクールをはじめ、様々な平和関連施策を引き続き推進するとともに、新たな事業メニューの導入を検討しつつ、平和意識の普及・啓発を図っていきます。

協働でできること

- 町は、町民とともに、人権、男女共同参画、平和に関して学び、実践していきます。

突然知らされた外国への引越し。最悪だ。テレビでは毎日のようにその国についての良くないニュースが流れていた。新しい生活が始まってこわくて、不安で、外に出たくなかった。

しかしある日、雨の中で困っていたら、傘を差し出してくれた人がいた。知らない土地で出会った、ひとつの「**思いやりの傘**」。

その瞬間から、私の見ていた景色が少しずつ変わり始めた。

騒がしいと思っていた街並みは、個性的でにぎやかだった。自分とは違う考えの人が多くことは、とても面白いことだと思った。違いを認めて共通点を探すと、仲良くなれることを知った。

葉山に帰ってきて、この気持ちを多くの人に伝えたいと思いました。



第34回全国中学生人権作文コンテスト神奈川県大会金賞『思いやりの傘』を書いた平井杏花莉さん(葉山中学校3年生)の言葉

基本目標③

子どもが健やかに育ち、 安心して子育てができているまち

施策分野③ 子育て

【将来像】 子育てを地域みんなで支える中で、子どもがのびのびと育っている

基本施策8 子ども・子育て支援の充実

基本施策がめざす姿

- 地域ぐるみで子ども・子育て支援を行い、子どもたちがのびのび元気に育ち、保護者の育児不安への支援が十分にできています。
- 発育・発達に不安のある子どもへの療育・支援をきめ細かく行い、一人ひとりの可能性を最大限に引き出しています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
認可保育園数	2か所	6か所	
子育て支援施策の満足度	15.3%	40%	町民アンケート

現状と課題

- 核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、家庭での養育・教育機能が低下するなかで、子育て支援サービスのニーズは増加・多様化する傾向がみられます。子育て支援サービスの質・量の拡充を図るため、平成27年4月から、子ども・子育て関連3法により、わが国の子ども・子育て支援は、新制度へ移行します。「保育の必要性の認定」など新制度の円滑な運営を進めながら、家庭、教育・保育施設、地域住民による地域子育て力を強化していくことが求められます。
- 乳幼児健診などの母子保健事業を推進するとともに、発育・発達に不安のある子どもの療育・発達支援の場として、たんぽぽ教室を開設しています。さらに、保健・医療・福祉・教育など各部門が連携し、乳児期から学齢期、卒業後の支援も含めた「葉山町発達支援システム^{*3}」を展開しており、これらの取り組みを引き続ききめ細かく推進していくことが求められます。

基本方針

- 家庭、教育・保育施設、地域が連携し、子どもたちの健やかな育ちと、安心できる子育ての環境づくりを推進していきます。

具体的な取り組み

単位施策	8-01	子育て支援サービスの充実
------	------	--------------

仕事と子育ての両立を推進するとともに、様々なニーズに対応するため、保育サービスの充実などによる待機児童の解消や子ども・子育て支援新制度の円滑な制度運営に努めます。

また、子育て支援センターや一時預かりサービスの充実、病児・病後児保育の実施、楽しく利用できる児童館づくりに努めるとともに、学校内での学童クラブの実施、運営方法を検討し、放課後の居場所づくりの充実を図ります。

単位施策	8-02	子どもの健やかな成長への支援
------	------	----------------

妊娠、出産、子育て期の一貫した健康支援に向け、家庭訪問、健康診査、予防接種、健康教育、健康相談等の充実を図ります。

また、発達障害^{*4}児が顕著に増加する中、「葉山町発達支援システム」のきめ細かい推進により、発育・発達に不安のある子どもたちへの乳児期からの一貫した支援に努めます。

育児不安の解消等に向け、相談体制の充実を図るとともに、地域での見守り合いや要保護児童対策地域協議会の活動などを通じ、児童虐待防止対策を推進し、子どもを守る地域ネットワークを強化していきます。

単位施策	8-03	子育て家庭への支援
------	------	-----------

小児医療費助成やひとり親家庭等医療費助成など、子育て家庭の経済的負担に対する支援を行います。

協働でできること

- 町は、児童館や子育て支援センター等において、町民や町民活動団体が行う行事・イベントなどを支援していきます。
- 町は、発達障害に対する理解を深めていけるような場をつくります。

*3 葉山町発達支援システムとは、特別な支援を必要とする児者の早期発見、発達支援を図るとともに、保健・医療・福祉・教育などの各部門が連携して取り組む相談・支援体制のこと。

*4 発達障害とは、人が発達の過程で手に入れていく様々な能力(認知や言語、運動、社会的能力など)について、その獲得に、偏りや遅れがある状態のこと。



基本理念 2

“暮らしを守る”葉山

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

施策分野④ 保健

[将来像] だれもがいつまでも心身ともに健やかで、元気に暮らしている

基本施策9 健康づくりの支援・推進

基本施策がめざす姿

- 町民一人ひとりが自らの健康づくりに高い関心を持ち、楽しみながら健康づくり活動に取り組んでいます。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
運動を週3回以上している青年期(19歳から39歳)の人の割合	22.8%	50%	健康増進・食育推進計画アンケート
定期的に健康診断・検診を受ける壮年期(40歳から64歳)の人の割合	77.1%	80%	同上
健康だと思える高齢者(65歳以上)の割合	77.6%	82%	同上
自分の歯が20本以上ある80歳以上の割合	30%	50%	同上

現状と課題

- 健康づくりは自ら行動を起こし、その行動を継続することが大切です。町民が保健事業の情報を容易に入手でき、保健事業に楽しく参加し、事業終了後も継続して取り組めるよう支援していくシステムづくりが課題です。
- がんや生活習慣病の予防・早期発見・早期治療の観点から、特定健康診査、健康診査や各種がん検診を実施するとともに、保健師や管理栄養士による健康相談・健康教育を行っています。町民一人ひとりが検診の重要性を認識できるよう、普及啓発に一層積極的に取り組むことが求められています。また、検診の時間・場所・内容等について、町民の受けやすさに考慮していくことも求められています。
- 新型インフルエンザ等の新しい感染症や災害時の保健活動など、健康危機管理対策について、ソフト面、ハード面の強化が必要です。

基本方針

- 町民自らが健康づくりを実践・継続できるよう、きっかけづくりに重点を置きながら、支援していきます。
- 町民の疾病の傾向を分析しながら、効果的な保健事業の展開を図ります。
- 新型インフルエンザ等感染症や災害発生時の健康危機管理対策を進めます。

具体的な取り組み

単位施策	9 - 01	自発的な健康づくりの支援
------	--------	--------------

健康増進教室などの保健事業、保健福祉地域活動、生涯スポーツ活動、関係機関との連携等を通して、「自分の健康は自分でつくる」という意識の普及・啓発を図り、町ぐるみの健康づくりを推進します。

単位施策	9 - 02	保健・予防対策の推進
------	--------	------------

生活習慣病やがんの予防と早期発見を図るため、健康診査や各種検診を多くの人を受けられるよう、受診しやすい体制を推進するとともに、関係機関と連携し、受診後の相談体制の充実・強化を図ります。

健康危機管理について、正しい知識の普及を様々な機会を捉えて行うとともに、平時から逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会など関係機関と協働で応急対策に関する研修等を推進します。

単位施策	9 - 03	保健センターの役割と取り組み
------	--------	----------------

保健センターを保健活動の中心的役割を担う施設として位置づけます。
また、災害発生時には救護所の拠点施設として機能を発揮するため、医療資機材の整備、充実に努めます。

単位施策	9 - 04	食育事業の推進
------	--------	---------

町民が健全な心身を保ち、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう、保健・教育・産業など各部門の連携により、楽しくおいしく食べるための環境づくりや正しい食習慣を身につける事業の実施等により、食育事業を推進します。

協働でできること

- 町民一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、健康づくり活動を実践し、町や医療機関等は、その支援を行います。

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

施策分野⑤ 医療

[将来像] だれもが安心できる医療体制が整っている

基本施策 10 地域医療体制の充実

基本施策がめざす姿

- 町民が身近な地域で、安心して適切かつ良質な医療を受けられる体制が整っています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
逗子・葉山地区の在宅療養支援診療所 ^{*5} の数	8	10	
国民健康保険特定健康診査受診率	24.8%	60%	特定健診受診者数 / 特定健診対象者数 ^{*6}

現状と課題

- 町内の医療機関は平成25年度末現在で、病院1か所、一般診療所16か所、歯科診療所14か所があり、初期医療については、概ね充足しています。また、平日夜間と休日昼間の一次救急医療は、逗葉医師会、逗葉歯科医師会及び逗葉地域医療センターの協力により対応しています。二次救急医療については、逗葉医師会、横須賀市医師会及び三浦市医師会の協力により広域対応しており、今後も同様の体制が基本となります。
- 高齢化が進む中、在宅医療のニーズが高まっており、逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会を通じて、その推進と、医療と福祉の連携強化のための検討を進めており、地域での在宅医療体制の強化を図っていくことが求められています。
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営に向け、資格や給付の適正化や、特定健康診査・特定保健指導による疾病予防・重症化防止を推進していくことが重要です。

*5 在宅療養支援診療所とは、24時間連絡を受ける医師等を配置し、訪問看護ステーション等の看護職員や介護支援専門員との連携により、在宅療養している町民を支援する診療所のこと。

*6 特定健診対象者とは、国民健康保険に加入している40歳から74歳の被保険者のこと。

基本方針

- 疾病の状況に応じて適切な治療が受けられるよう、地域にある保健・医療・福祉資源を有効活用するとともに、病院や診療所等の医療機関相互連携と機能分担の促進、救急医療体制の充実に努めます。
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営に努めます。

具体的な取り組み

単位施策	10 - 01	かかりつけ医の普及・促進
------	---------	--------------

町民が自ら健康管理の一環としてかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ち、適切な医療サービスを選択できるよう、地域医療に関する情報提供を充実していきます。

逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会、逗葉地域医療センター、介護保険事業所等と連携し、安心して在宅での療養や看取りができる体制づくりを進めていきます。

単位施策	10 - 02	救急医療体制の強化
------	---------	-----------

町民が緊急時でも安心して適切かつ良質な医療を受けることができるよう、一次救急医療については、逗葉医師会、逗葉歯科医師会及び逗葉地域医療センターと、二次救急医療については、逗葉医師会、横須賀市医師会及び三浦市医師会と連携を図りながら、夜間休日急病の救急医療体制の充実に努めます。

町民に対しては、周知活動などにより救急医療に対する正しい理解を深め、必要な救急活動が適切・迅速に行われるよう協力を求めています。

単位施策	10 - 03	国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営
------	---------	---------------------------

特定健康診査・特定保健指導については、受診勧奨や、受診データの系統的な分析を行い、受診率向上と効果的な保健指導の実施を図ります。

医療費通知やジェネリック医薬品の差額通知による啓発活動、資格や給付の適正化を行い、国民健康保険・後期高齢者医療保険事業費の逓減を図ります。

協働でできること

- 町民は、自らの健康について、かかりつけ医など専門職に相談し、専門職からの助言・指導を守ります。町は、ジェネリック医薬品の選択や救急車の適正利用を促すなど、町民に対し地域医療の確保に向けた啓発を行います。

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

施策分野⑥ 福祉

【将来像】 支えあいによって、すべての人が安心して暮らしている

基本施策 11 地域福祉の充実

基本施策がめざす姿

- 子ども、高齢者、障害者など地域に暮らす誰もが、孤立することなく、日頃から、相互に支え合って暮らしています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
小地域福祉活動推進組織 ^{*7} 数	5団体	9団体	
ふれあいいきいきサロン ^{*8} 団体数	10団体	19団体	
社会福祉ボランティア団体数	58団体	64団体	

現状と課題

- 日々の生活で困りごとに直面した時、まずは個人や家庭で解決にあたる「自助」、それが難しい時は地域の身近な人たちで助け合っていく「共助」が生活の基本です。
- 一方、子育てや介護のように以前は「自助」や「共助」で対応していたものであっても、少子高齢化や核家族化の進展や生活様式の変化等により、行政が「公助」として関与するようになったものもあります。
- 地域の生活課題を解決していくためには、地域で育まれてきた「自助・共助」による支え合い、助け合いの力を強化し、「公助」との両輪で支援が必要な人を支えていくことが、いつまでも住みよい葉山町であり続けるためには欠かせないことと言えます。

*7 小地域福祉活動推進組織とは、町内会から大字程度の範囲で、地域住民が主体となり地域福祉を推進するための中核となる組織のこと。

*8 ふれあいいきいきサロンとは、地域住民が中心となって行う地域内交流を推進する活動等のこと。

基本方針

- 町民一人ひとりと、町内(自治)会などの地域団体、ボランティア団体、社会福祉協議会など各種組織・団体、さらには行政機関が連携し、みんなで支えあう地域福祉を推進していきます。

具体的な取り組み

単位施策 11 - 01 身近な地域での支えあい活動の拡大

東日本大震災により、地域で支え合うことの重要性が再認識される中、日頃からのあいさつ・声かけ、近所づきあい、地域での繋がりを深めるとともに、町内(自治)会など地域団体を主体とした小地域福祉活動の展開を図っていきます。

単位施策 11 - 02 福祉意識の啓発とボランティアへの参加の拡大

福祉意識の啓発を強化するとともに、ボランティアへの参加の拡大を働きかけていきます。

単位施策 11 - 03 地域福祉の推進体制の強化

地域福祉の主要な推進主体である社会福祉協議会とともに、地域福祉計画・地域福祉活動計画などをもとに、民生委員児童委員協議会、町内(自治)会、ボランティア連絡協議会、老人クラブなど地域の各種団体と連携し、地域福祉を推進する体制の強化を図っていきます。

協働でできること

- 町民や福祉団体・組織等は自主的に地域福祉活動を推進し、町はその活動が発展していくよう支援していきます。
- 町は、社会福祉協議会と協働で、民間の空き家を活用した福祉活動の場づくりを研究していきます。



基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

施策分野⑥ 福祉

[将来像] 支えあいによって、すべての人が安心して暮らしている

基本施策12 高齢者福祉の充実

基本施策がめざす姿

- 高齢者が介護予防や生きがいづくりに精力的に取り組むとともに、要介護状態になっても安心して住み慣れた地域で暮らしています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
介護・介助の必要性はないと考えている人の割合	88.5%	90%	高齢者向けアンケート
普段、自分が健康と思うと考えている人の割合	80.2%	83%	高齢者向けアンケート

現状と課題

- 葉山町の将来人口推計では、65歳以上の高齢者人口は今後大幅な増加はないと考えられるものの、75歳以上の高齢者人口は増加の一途をたどると予想されます。
- しかしながら、高齢者の健康寿命の延伸を図るとともに、介護が必要な状態になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護保険サービスや高齢者福祉サービスを確保し、要支援・要介護状態になることの予防や進行を遅らせる取り組みを推進していくことが求められます。
- 平成27年度から、介護保険制度が改正され、平成29年度までには介護予防通所介護・介護予防訪問介護が地域支援事業^{*9}へ移行されるなど、それぞれの地域に根ざした地域包括ケアシステム^{*10}の構築が求められており、葉山町の特성에応じた事業推進を図っていく必要があります。

基本方針

- 地域包括支援センター*¹¹と協働し、高齢者を地域で支える「地域包括ケア」を推進していきます。
- 介護予防・生きがいづくりを推進し、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。

具体的な取り組み

単位施策	12 - 01	地域包括ケアの推進
------	---------	-----------

地域包括支援センターと協働し、高齢者の状態に応じて適切な支援を行うとともに、見守りネットワークの維持・強化を図り、いつまでも地域で安心して暮らし続けられる葉山町ならではの「地域包括ケア」を推進していきます。

単位施策	12 - 02	介護予防・生きがいづくりの推進
------	---------	-----------------

認知症予防教室、介護予防教室、認知症講演会など、介護予防事業の充実を図っていくとともに、老人クラブなど関係団体等と連携しながら、生きがいづくり事業を展開していきます。

単位施策	12 - 03	介護保険サービスの充実
------	---------	-------------

高齢化の進展に伴い介護保険サービスへの需要はますます高まっていくことから、在宅サービスを中心としてニーズに応じた介護保険サービスの充実に努めます。とりわけ、小規模多機能型居宅介護など、地域に根ざしたサービスのニーズに応じた確保に努めます。

協働でできること

- 町は、社会福祉協議会と協働で、地域での住民主体の介護予防・生きがいづくりや地域包括ケアの取り組みを支援していきます。
- 地域ケア会議*¹²等に町民が参画し、地域課題の整理・評価やそれを受けた施策メニューの企画等を、町と町民は協働で進めていきます。

* 9 地域支援事業とは、市町村が実施する介護保険法上の介護予防事業・包括的支援事業・任意事業のこと。
 * 10 地域包括ケアシステムとは、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
 * 11 地域包括支援センターとは、地域の高齢者の心身の健康、生活の安定を包括的に支援することを目的とした機関のこと。
 * 12 地域ケア会議とは、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアの実現に向けた手法のこと。

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

施策分野⑥ 福祉

[将来像] 支えあいによって、すべての人が安心して暮らしている

基本施策 13 障害児者福祉の充実

基本施策がめざす姿

- 障害のある人もない人も住み慣れた地域で共に安心して自分らしく暮らしています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
障害のある人にとって暮らしやすい町だと思う人の割合(回答者:障害のない人)	17%	45%	障害者福祉に関するアンケート
障害のある人にとって暮らしやすい町だと思う人の割合(回答者:障害のある人)	24%	45%	障害者福祉に関するアンケート
相談支援事業所* ¹³ への相談件数	4,795件	7,275件	

現状と課題

- 平成18年に障害者自立支援法が施行され、身体・知的・精神の3障害共通のサービスの展開、就労支援の強化、長期の施設入所・入院から在宅生活への移行をめざした取り組みを推進してきました。
- さらに、障害者自立支援法は平成25年に障害者総合支援法に移行し、相談支援の強化や障害児支援の強化が推進されています。今後も、同法に基づくサービスを充実していくことが求められます。
- 障害者は、一人ひとり、障害の状況や生活課題が異なります。きめ細かく支援ニーズに対応し、地域でいつまでも自立した生活が送れるまちづくりを進めていく必要があります。
- また、家族の高齢化や親亡き後の将来に不安を抱える人も多くなっており、こうした不安を解消する取り組みが求められます。

基本方針

- 障害のある人もない人も、互いに個人の尊厳を重んじ、共に支えあい、共に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

具体的な取り組み

単位施策	13 - 01	相談支援の充実
------	---------	---------

必要な情報を必要な時に提供し、いつでも気軽に相談できる相談支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりに応じた適切なサービスやライフステージに応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、相談支援の質の向上を図ります。

単位施策	13 - 02	就労の促進
------	---------	-------

働く意欲のある人が可能な限り就労し、働き続けることができるよう、一般就労^{*14}やそれに結びつけるための就労支援、さらには福祉的就労^{*15}の場の充実を図ります。

単位施策	13 - 03	地域での自立生活支援の充実
------	---------	---------------

地域の中に居場所を見い出し、いつまでも自分らしく安心して暮らせるよう、日中活動の場を提供する福祉サービスやグループホームなどの住まいの充実を図るとともに、だれもが障害についての十分な理解を得られるよう、多様な媒体・機会を通じて啓発に努めます。さらに、障害のある人もない人も、共に地域の中で学び育ち交流することで、ノーマライゼーション^{*16}の理念を自然に身に付けていくことができるよう環境整備に努めます。

協働でできること

- 町は、地域での町民主体の障害者支援の取り組みを支援していきます。
- 町は、町民、関係機関とともに構成する葉山町自立支援協議会を運営し、社会資源の発掘・活用や、障害者支援ネットワークの構築、その他支援策の検討を行っていきます。

* 13 障害のある人に必要な情報や障害福祉サービス等を提供するための相談機関のこと。

* 14 一般就労とは、一般企業との雇用契約に基づく就労のこと。

* 15 福祉的就労とは、障害福祉サービスとして働く場が提供される、障害者総合支援法を根拠に設置されている施設での就労のこと。

* 16 ノーマライゼーションとは、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるという理念。

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

施策分野⑦ 緑化推進

[将来像] 緑豊かな環境が保たれている

基本施策 14 緑の保全

基本施策がめざす姿

- 良好な緑が適切に保全され、健全な生態系が保たれています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
民有緑地の保全契約面積	4.4ha	現状維持	
アライグマ捕獲数 タイワンリス捕獲数	22頭 362匹	地域からの 排除	

現状と課題

- 町では、平成7年度に「葉山町緑の基本計画」を、平成17年度に同改定版を策定し、風致地区や近郊緑地保全区域等の指定、民有緑地の緑地保全契約の締結などの手法により、緑の保全に努めてきました。
- 今後も、平成28年度に改定が予定される「葉山町緑の基本計画」のもと、様々な手法を活用し、貴重な緑を保全していく必要があります。
- 生態系の保全に向けては、葉山町は、トウキョウサンショウウオやヤマアカガエルなどの希少生物がいることで知られていますが、アライグマやタイワンリスなどの外来生物や有害鳥獣の繁殖が生態系に影響を与えるほか、生活や農業への被害も発生しており、その対策を推進していく必要があります。



基本方針

- 優れた緑の保全を推進するとともに、有害鳥獣の防除と在来希少生物の保護を推進します。

具体的な取り組み

単位施策	14 - 01	緑の保全活動の促進・支援
------	---------	--------------

首都圏に残された貴重な緑という広域的な観点のもと、「葉山町緑の基本計画」や「葉山町森林整備計画」に沿った保全活動を推進します。

町有緑地については、下草刈り、枝下ろし、松くい虫防除などにより、適切な管理を推進します。

民有緑地については、緑地保全奨励金、枯れ松防除補助金、生け垣設置助成制度等の活用を促進していきます。

単位施策	14 - 02	有害鳥獣の防除と在来希少生物の保護
------	---------	-------------------

生態系や生活、農業に影響を及ぼす外来生物や有害鳥獣の捕獲事業を推進するとともに、有害鳥獣増加等の原因になり得るペットの飼育放棄などの防止に向けた啓発を進めます。

また、移入生物の増加により生息場所を失った在来生物の保護・管理に努めます。

協働でできること

- 町は、町民やNPO等の協力を得ながら、緑地の維持管理を行うとともに、身近な生物の生息環境の観察など自然環境に関する活動についても、連携して進めていきます。
- 町は、町民や町内ボランティア団体と協働で、竹林などの整備や緑地の管理、間伐材の利用についての研究を進めていきます。
- 町は、町民と協働で、外来生物や有害鳥獣の捕獲事業、在来生物の保護・管理を進めていきます。

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

施策分野⑧ 環境共生

【将来像】 環境共生型社会の形成を目指した取り組みが、地域で浸透している

基本施策 15 循環型社会の形成

基本施策がめざす姿

- ごみの資源化・減量化の意識が高まり、町民一人ひとりがそれを実践し、適正に処理されています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
リサイクル率	36.1%	45%	資源化量/総排出量
生ごみ処理機普及世帯率	33.2%	50%	生ごみ処理機使用世帯数/世帯数

現状と課題

- 葉山町では、ごみの発生抑制・資源化・減量化を町民と協働で進めていくため、平成22年からの先行実施（試行）を経て、平成26年6月から、全町での「戸別収集」と「資源ステーション収集」を導入しています。
- ごみの発生抑制・資源化・減量化への理解を深める戸別収集・資源ステーション収集を今後も効率的に行っていくことが求められます。
- 町では、ごみの減量化に効果のある生ごみの自家処理の普及にも取り組んでおり、引き続き推進していくことが求められます。
- 葉山町は、一般廃棄物^{*17}の中間処理のための施設や最終処分場を有しておらず、外部委託しています。未利用地が極めて少ない状況からも、町内での処理施設の整備は困難であり、他自治体の協力を得ながら、長期的に適正かつ安定的に処理する体制を確保していく必要があります。

* 17 一般廃棄物とは、事業活動によって排出される金属くずや廃プラスチック類、汚泥などの「産業廃棄物」以外の廃棄物で、主に家庭から排出される廃棄物のこと。

基本方針

- ゼロ・ウェイストの理念のもと、町民との協働による啓発活動や、きめ細かな戸別収集などにより、ごみの資源化・減量化を推進します。
- 一般廃棄物の処理については、今後も安定的かつ効率的な処理を行います。

具体的な取り組み

単位施策	15 - 01	ごみの資源化・減量化の推進
------	---------	---------------

ごみの発生抑制・資源化・減量化に向け、広報や回覧等を活用した啓発・情報提供や、戸別収集時における収集品目等についての説明、町内会や資源回収業者との協働による資源物分別説明会の開催などを推進します。

また、生ごみの自家処理の普及を図るとともに、高齢者でも使いやすい生ごみ処理容器の調査・研究を行っていきます。さらに、事業系一般廃棄物の削減に向け、事業者が生ごみなどのごみの資源化・減量化に一段と取り組めるような環境を整備していきます。

単位施策	15 - 02	ごみの安定処理
------	---------	---------

ごみの発生抑制・資源化・減量化を進め、可能な限り最終処分量を削減しながら、近隣自治体等とのパートナーシップにより、効率的かつ安定的な一般廃棄物の処理体制の構築に努めていきます。

また、ごみ処理施設においては、保守点検等適正な維持管理を行うとともに、焼却炉については、廃炉に向けた取り組みを計画的に進めていきます。

協働でできること

- 町が募集し、設立したボランティア団体「ごみへらし隊」との協働により、町は、生ごみ処理容器の普及や分別についてのチラシ作りなどに引き続き取り組んでいきます。
- 町は、資源物の集団資源回収を行っている町内（自治）会と実際に資源物の収集を行っている事業者とともに、その地区の住民に対して資源物の分け方などについての説明会を引き続き行っていきます。

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

施策分野⑧ 環境共生

【将来像】 環境共生型社会の形成を目指した取り組みが、地域で浸透している

基本施策 16 地球温暖化対策の推進

基本施策がめざす姿

- 行政・事業者・町民それぞれが、エネルギー使用量の無駄をなくすための方法を見出し、実践しています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
葉山町の事務事業において排出される温室効果ガス量(本庁舎及び出先機関)	3,021,288 (kg-CO ₂ * ¹⁸)	2,960,374 (kg-CO ₂)	第四期葉山町地球温暖化防止対策実行計画の排出係数に基づく

現状と課題

- 京都議定書*¹⁹により、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減目標が示され、町民と協働で削減に取り組んでいくことが求められています。
- 地球温暖化防止対策のために、町では現在、太陽光発電設備のみ補助制度を設けています。国、県ともに補助内容を変更し、太陽光発電設備以外の機器導入も推進しているため、町としても補助メニューを検討していく必要があります。
- ごみ焼却炉の休止、し尿の下水道投入などにより、地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス排出量は大幅に減少しています。さらなる温室効果ガス削減のため、庁舎内において節電の取り組みやエネルギー利用システムの積極的導入などを行う必要があります。

* 18 kg-CO₂とは、二酸化炭素の排出量を表す単位のこと。

* 19 京都議定書とは、平成9年(1997年)に京都で開催された温暖化防止のための国際会議(気候変動枠組条約締約国会議)において採択された二酸化炭素(CO₂)など6種類の温室効果ガスを、先進国全体で削減することを義務づけた議定書のこと。

基本方針

- 温室効果ガスの削減をめざし、町民と協働で省エネ・創エネ・蓄エネ化を推進していきます。

具体的な取り組み

単位施策	16 - 01	資源エネルギー対策の促進
------	---------	--------------

行政自らが率先して、資源再生利用や省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用に取り組むとともに、町民、事業者に対する情報提供や意識啓発を進め環境に優しい資源対策などを積極的に進めます。

引き続き、太陽光発電設備補助の推進、さらには再生可能エネルギー^{*20}の利用促進、蓄エネルギーの促進等に関する新たな補助制度の導入検討などにより、多くの町民が資源再生利用や省エネルギーの推進をするよう働きかけていきます。

協働でできること

- 町民・事業者が再生可能エネルギーを推進するために、町は、補助制度等で支援していきます。
- 町は、町民とともに、環境に負荷を与えないエネルギーの利用について調査・研究し、省エネ・創エネ・蓄エネの設備やシステム等の町内への普及を図っていきます。



* 20 再生可能エネルギーとは、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

施策分野⑨ 水環境

[将来像] 良好な水環境が未来の世代に引き継がれている

基本施策 17 公共下水道事業の推進

基本施策がめざす姿

- 事業計画に基づき公共下水道が整備され、川や海の水質が目標値を保っています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
下水道人口普及率	59.0%	73%	下水道利用人口/総人口
放流先の水質 (BOD 値* ²¹)	9.5mg/L 以下	9.5mg/L 以下	

現状と課題

- 葉山町の公共下水道は、快適な生活環境を確保するとともに、川や海の水質保全を図り美しい水環境を次の世代へ引き継ぐため、単独公共下水道として平成11年3月より一部供用を開始し、平成25年度末までの人口普及率は59.0%となっています。
- 整備の進捗状況にあわせて、事業計画を見直し、直近では平成23年度に策定した事業計画に基づき、社会情勢や財政状況を考慮しながら約391haを対象に事業を進めています。
- 今後は、平成25年度に耐震診断を実施した葉山中継ポンプ場の耐震補強や津波対策などを推進するとともに、より一層の経営の健全性の確保と経営基盤の明確化を図るため、公営企業会計を導入していくことが求められています。

* 21 BOD 値とは、微生物が汚れ (有機物) を食べるために使った酸素の量のこと。

基本方針

- コストの縮減を図りながら、公共下水道整備を進めるとともに、接続率の向上に向け積極的に普及啓発活動を実施します。
- 公共下水道施設等を適切に管理するとともに事業を効率的に運営します。

具体的な取り組み

単位施策	17 - 01	公共下水道の整備推進と普及・促進
------	---------	------------------

最少の経費で最大の効果を得られるようコストの縮減を行い、効率的かつ計画的に管路や施設の整備を推進し、処理区域の拡大を図ります。

また、公共下水道処理区域内の未接続家屋に対する普及啓発活動を推進するとともに、接続への補助を行い、水洗化を促進していきます。

単位施策	17 - 02	公共下水道施設の適正な運営
------	---------	---------------

公共下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、施設の長寿命化、耐震化、津波対策などを計画的に進めます。また、より高い水質保全レベルをめざし、必要に応じて高度処理を導入します。

また、公営企業会計の導入を進めていきます。

協働でできること

- 町が的確な情報を提供することにより、町民一人ひとりが、公共下水道の役割について適切に認識し、川や海の水環境の保全に努めることを促します。
- 町と町民は、油など、河川に負荷を与える生活排水の発生抑制に努めます。
- 町と地域住民や子どもたちが協働で、水辺の生物の観察会など、葉山の生態系に関する学習を行います。



下水道処理施設から処理水の放流

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

施策分野⑨ 水環境

[将来像] 良好な水環境が未来の世代に引き継がれている

基本施策 18 合併処理浄化槽の整備

基本施策がめざす姿

- 合併処理浄化槽により、下水道区域外の生活排水が適切に処理されています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
合併処理浄化槽人口 (市街化調整区域)	668人	1,000人	合併処理浄化槽を使用している人数
法定検査受検率	25.2%	50%	法定検査受検世帯数 / 浄化槽使用世帯数

現状と課題

- 葉山町では、市街化調整区域の生活排水処理対策として、し尿と生活雑排水の両方を処理する合併処理浄化槽の普及を図っています。し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、法により合併処理浄化槽への転換を図る必要があります。汲取り便槽や単独処理浄化槽からの転換件数は年1～2件程度ですが、新築や建築確認を伴う改築により、合併処理浄化槽の整備率は上昇しています。
- 浄化槽は、適正な維持管理のために、法定検査を各家庭で受ける必要がありますが、その受検率が25%程度と低く、その底上げを図っていく必要があります。

基本方針

- 市街化調整区域における生活排水処理対策として、合併処理浄化槽の普及促進、維持管理の啓発を進めていきます。

具体的な取り組み

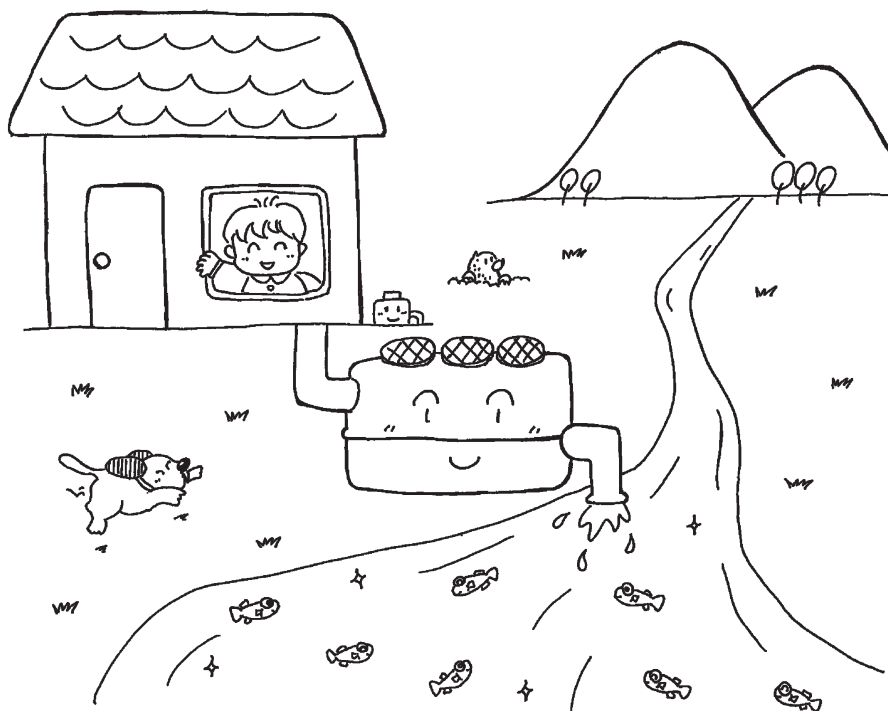
単位施策	18 - 01	合併処理浄化槽の普及・促進
------	---------	---------------

汲取り便槽や単独処理浄化槽が川や海に与える影響、合併処理浄化槽の重要性等について、広報やホームページなどを通じて啓発していきます。

汲取り便槽や単独処理浄化槽からの転換費用の一部補助や、合併処理浄化槽の適正な維持管理に対する一部補助を通じて、合併処理浄化槽の整備と適正な維持管理を図っていきます。

協働でできること

- 町が的確な情報を提供することにより、町民一人ひとりが、浄化槽の役割について適切に認識し、川や海の水環境の保全に努めることを促します。
- 町と町民は、油など、河川に負荷を与える生活排水の発生抑制に努めます。
- 町と地域住民や子どもたちが協働で、水辺の生物の観察会など、葉山の生態系に関する学習を行います。



神奈川県生活水保全協会県南支部資料より

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち

施策分野⑩ 消防・救急

[将来像] 生命や財産が守られ、だれもが安心できる消防・救急体制ができている

基本施策 19 消防・救急体制の確立

基本施策がめざす姿

- 複雑多様化・大規模化する火災・災害による被害を最小限に抑え、増大する救急需要に対応するため、町の規模に対して十分な消防・救急力が整っています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
住宅用火災警報器設置率	78.7%	100%	設置済住戸数 / 調査対象住戸数
消防団員の充足率	94.4%	100%	実団員数 / 定員数
消防水利の充足率	95.8%	100%	現有水利数 / 国基準水利数

現状と課題

- 葉山町の消防・救急体制は、常備の消防本部・消防署と非常備の消防団となっています。
- 常備消防は、複雑多様化する火災・災害、増加する救急需要に対応するため、業務の高度化・専門化が求められているとともに、効果的・効率的な車両の整備・更新を行う必要があります。また、消防職員については、消防力の整備指針における充足率が低い状況にあり、その対応が課題となっています。
- 非常備消防については、消防団の消防力を強化していくための支援を充実していく必要があります。

基本方針

- 安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、多様化する火災・災害等に迅速・的確に対応できる消防・救急体制づくりを進めます。

具体的な取り組み

単位施策	19 - 01	消防組織の強化
------	---------	---------

消防組織をさらに効果的・効率的に運営できる消防職員の確保及び組織体制を構築していきます。

また、地域防災体制の中核的存在である消防団の充実・強化を図るとともに、女性消防団員の入団を促進します。

単位施策	19 - 02	施設・設備の整備・充実
------	---------	-------------

少ない水で迅速・確実に消火できる圧縮空気泡消火装置の付いた消防車、中高層建物に対応できる消防車、高規格救急車、指揮車などの計画的かつ効果的な車両更新等を進めるとともに、資機材の配備や消防水利の充実を図ります。

また、近隣市との消防指令業務の共同化を行い、迅速な出場体制、相互応援体制を確立していきます。

さらに、老朽化した消防団詰所の建替え、消防団の消防ポンプ車、可搬ポンプ等の資機材の更新、消防団員の装備の充実を図ります。

単位施策	19 - 03	火災予防体制の強化
------	---------	-----------

防火に関する啓発活動や指導を随時行い、火災予防を徹底します。

単位施策	19 - 04	救急体制の強化
------	---------	---------

救命効果の向上を図るため、救急資機材の充実、救急隊員の知識・技術の向上、医療機関など関係機関との連携強化を図ります。

また、ICT^{*22}などを活用した医療機関との情報共有化を確立していきます。

協働でできること

- 町は、防火に関する啓発活動への町民の参加を促し、防火意識の高揚を図ります。
- 町は、多くの町民が応急手当の技術を習得できるよう支援します。

* 22 ICTとは、Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。日本語では一般に「情報通信技術」と訳される。

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち

施策分野⑪ 防災

【将来像】 災害に強い、安全なまちになっている

基本施策20 災害に強いまちづくりの推進

基本施策がめざす姿

- 大規模災害発生時にも、迅速に対応できる体制が整っています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
町内(自治)会等訓練回数	21回	32回	
防災メール登録件数	5,121件	5,800件	

現状と課題

- 葉山町では、東日本大震災や各地で頻発する豪雨災害の教訓、さらには南海トラフ巨大地震、首都直下型地震に関する新しい知見をもとに、平成25年度に地域防災計画を改定しました。この計画に基づき、町民一人ひとりの防災意識の高揚や地域の防災活動の支援を通じて、町民と行政が一体となった地域防災対策を推進していく必要があります。
- 災害情報を町民に確実に伝えるために、防災行政無線を柱とした情報伝達を強化するとともに、それが聞こえづらいときの補完手段の確保を図る必要があります。
- 葉山町単独では対応できない大規模災害に対し、各機関等との協定などによる広域応援・受援体制を充実していくことが必要です。
- 津波や夜間災害における避難路の整備や崖地対策、ライフライン施設の強靱化など、災害対策のハード事業を継続的に推進していく必要があります。
- 福祉的な配慮が必要な人が安心して避難できる避難場所の確保を図っていく必要があります。
- 風水害と地震など、複合災害に対する対策の強化が求められます。

基本方針

- 災害発生時の被害の半減を目標に、日頃からの災害予防対策を進め、自助・共助・公助による適切な役割分担により、地域防災力を高めていきます。

具体的な取り組み

単位施策	20 - 01	防災意識の高揚と自主防災活動の促進
------	---------	-------------------

地域住民一人ひとりの防災意識の高揚を図るため、様々な手法を用いて啓発活動を推進します。

防災訓練や資機材購入の支援などを通じて、自主防災組織や女性防火防災クラブなどによる自主防災活動の活性化を図っていきます。

単位施策	20 - 02	応急体制の強化
------	---------	---------

避難行動要支援者*²³を関係機関が的確に把握し、迅速な避難誘導、避難所での適切な支援ができる体制づくりを進めます。また、観光客など一時滞在者の避難対策を推進します。

また、町内事業所や近隣・遠方の自治体等との災害時応援協定の締結など、関係機関との連携強化に努めます。

放射性物質汚染についても、関係機関と連携し、放射線量の測定や避難指示及び避難誘導、安定ヨウ素剤の配布など、迅速な応急対策が行われる体制づくりに努めます。

単位施策	20 - 03	防災基盤の整備
------	---------	---------

防災行政無線の適切な保守運用に努めるとともに、聞きづらい時の補完手段の充実や周知を図ります。

また、被害想定に基づき、防災資機材や備蓄食糧、生活必需品などの分散備蓄に努めます。

さらに、耐震補強や土砂災害防止対策について、関係機関と連携しながら事業を進めるほか、災害廃棄物処理体制について検討を進めます。

協働でできること

- 町は、自主防災組織の防災訓練などへの積極的な参加を促進するとともに、各種マップ等の作成や改訂にあたっては、地域住民の声の反映に努めます。
- 町は、各家庭・事業所による水や食料の適切な備蓄を促します。

* 23 避難行動要支援者とは、高齢者や障害者など、災害時に身を守ることが困難な者のこと。

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち

施策分野⑫ 防犯・交通安全・相談

[将来像] だれもが日々の生活に心配や不安がなく、心穏やかに暮らしている

基本施策21 防犯・交通安全対策の推進

基本施策がめざす姿

- 地域ぐるみで防犯対策・交通安全対策を進め、犯罪・交通事故の発生が限りなく減少しています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
犯罪発生件数	130件	0件	
交通事故発生件数	113件	0件	

現状と課題

- わが国の一般刑法犯罪発生件数は、戦後最高であった平成14年の人口1万人あたり238件をピークに減少傾向にあり、平成25年には105件となっています。葉山町においても、平成16年の年間284件から平成25年には130件と減少しています。
- 減少の要因は、年少人口の減少に伴う少年犯罪の減少、平成に入り急増した外国人による窃盗への対策強化などがあげられますが、犯罪発生件数減少の一方で、近年はインターネットを利用した犯罪など、犯罪の多様化・巧妙化が進んでおり、引き続き、警察をはじめ、防犯協会など関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、犯罪の減少・撲滅にむけた取り組みを進めていく必要があります。
- 葉山町の交通事故発生件数は、平成16年の214件から平成25年には113件と減少傾向にあります。しかし、狭あいで見通しの悪い道路が多い本町では、高齢化の進展もあいまって、交通安全対策はなお一層重要と言え、さらなる交通安全意識の啓発を図っていくことが必要です。

基本方針

- 防犯・交通安全に関する情報の的確な提供とルール・マナーの啓発などにより、犯罪・事故の低減・撲滅を図ります。

具体的な取り組み

単位施策	21 - 01	防犯対策の推進
------	---------	---------

時機をとらえた防犯情報の提供、青パト*²⁴による定期的な巡回、地域の防犯パトロールの支援など各種団体と連携した啓発活動を推進します。

単位施策	21 - 02	交通安全対策の推進
------	---------	-----------

交通安全キャンペーンをはじめ各種啓発活動を展開します。

協働でできること

- 町は、一人ひとりがルールやマナーを守り、地域での防犯活動・交通安全活動へ積極的に参加・協力していくことを促進します。
- 町と警察署や交通安全協会、防犯協会、町内(自治)会が連携して、防犯活動・交通安全活動に取り組みます。



交通安全キャンペーン

* 24 青パトとは、青色回転灯装着車両による自主防犯パトロールのこと。

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち

施策分野⑫ 防犯・交通安全・相談

【将来像】 だれもが日々の生活に心配や不安がなく、心穏やかに暮らしている

基本施策22 各種相談体制の確立

基本施策がめざす姿

- 消費生活相談をはじめ、各種専門相談の体制を確保し、町民の生活課題の解決につながっています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
消費生活講座の開催	0回	6回	
消費生活相談の開設日	週1日	週3日	

現状と課題

- 社会・経済が発展する中で、人に相談しにくいトラブルなどに悩む町民は少なくありません。また、経済的理由から、民間の相談機関に相談できないケースも多くあります。こうした時のセーフティネットとして、町では、消費生活相談、人権相談、行政相談、法律相談、教育相談など各種の相談活動を進めています。
- 町職員だけでは、専門性、マンパワーに限界があることから、弁護士をはじめ、専門相談員に依頼して相談活動を展開していますが、相談日の開設頻度など課題もあります。今後も、こうした相談活動を引き続き推進するとともに、複雑かつ多様化する生活課題に的確に対応して相談メニューを拡大していくことが求められます。

基本方針

- 町民ニーズに沿った相談活動を展開するとともに、問題解決のきっかけづくりのため講座を拡充していきます。

具体的な取り組み

単位施策	22 - 01	相談体制の充実
------	---------	---------

生活課題の解決につながるよう、専門相談窓口を引き続き開設していきます。
 法律相談や司法書士相談で多くを占める「相続」については、個別講座を開設し、啓発活動を強化していきます。

単位施策	22 - 02	消費生活問題への対応
------	---------	------------

消費者トラブルや被害を防止、解決するため、消費生活相談や情報提供、講座の充実に努めます。

協働でできること

- 町は、隣地の騒音、雑草の繁茂などの相隣関係を、町内（自治）会と協力して問題解決に努めます。
- 町は、生活課題の解決のきっかけにつながるよう、各種講座の開催にあたって、町内（自治）会など地域団体に積極的に参加を呼びかけます。





基本理念3

“活力を創造する”葉山

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

施策分野⑬ 土地利用

[将来像] 自然に囲まれた居住環境と緑が大切にされている葉山のイメージが保たれている

基本施策23 地域特性を生かしたまちづくりの推進

基本施策がめざす姿

○ 地域の特性や地域住民のニーズに応じたまちづくりが推進されています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
地域まちづくり推進協議会* ²⁵ の認定数	2団体	5団体	
地域における土地利用規制の満足度	—	50%超	町民アンケート

現状と課題

- 平成9年に策定した「葉山町都市計画マスタープラン」の期間満了に伴い、同計画を改定し、平成28年以降においても都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために必要な都市計画を推進していく必要があります。
- 葉山町では、平成15年4月に協働によるまちづくりの推進、開発事業の手続き、紛争の調整を柱とする「葉山町まちづくり条例」を施行し、10年以上が経過しました。条例運用を行う関係各課と連携し、これまでの成果と課題をふまえ総括を行うとともに、見直しに向け研究を進めることが求められます。
- 平成22年に景観法に基づく「葉山町景観計画」を策定し、青い海や緑豊かな丘陵など四季折々に美しい変化をみせる自然景観、文化的な魅力を象徴する住宅景観や交流景観の保全に努めています。今後も、引き続き町民の協力を得ながら、葉山らしい景観の維持・保全に努める必要があります。
- 高齢化や障害者の社会参加などが進む中で、だれもが暮らしやすい、外出しやすいユニバーサルデザイン*²⁶のまちづくりを進める必要があります。

基本方針

- 町民と協働で、都市計画や景観形成の新しいルール・計画づくりを進め、その計画に沿いながら、地域住民のニーズに応じた取り組みを推進します。

具体的な取り組み

単位施策	23 - 01	地域特性に沿った土地利用の誘導
------	---------	-----------------

葉山町の新しい土地利用、都市基盤整備の指針として、都市計画マスタープランを改定し、その方針に沿って、町民との協働により地域まちづくりの取り組みを推進していきます。

葉山町まちづくり条例の総括と関係各課を交えた条例運用の見直しに向けた研究を進めます。

また、開発等が影響を与える周辺環境への配慮についての研究を進めます。

単位施策	23 - 02	良好な景観の形成
------	---------	----------

葉山町の美しい景観を維持・保全していくため、町民への啓発活動や、景観形成活動への支援、景観に関する規制誘導の推進に努めるとともに、国や県の動向も注視しながら、電柱の削減や屋外広告物の適正な規制誘導など、時代に即した良好な景観を整備、創出するための取り組みを検討します。

単位施策	23 - 03	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
------	---------	---------------------

道路や公共施設などの公共空間のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、民間施設についても誘導していきます。

協働でできること

- 町は、都市計画、土地利用規制、景観形成に関する取り組みなど地域レベルのまちづくりへの町民の主体的な参画・協力を促します。
- 町は、地域まちづくりを推進するため、町内(自治)会等と協働で地域まちづくり推進協議会の設立に向けて取り組むとともに、推進協議会の活動を支援します。

* 25 地域まちづくり推進協議会とは、一定の要件を満たした上で、町の認定を受けて設立される団体のこと。地域のまちづくりのルール策定に向けて、地域のまとめ役や町と地域の窓口の役割を担う。

* 26 ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

施策分野⑭ 居住環境

[将来像] やすらぎとうるおいを感じることができる空間がある

基本施策24 魅力ある公園の創出

基本施策がめざす姿

- 地域住民のニーズにあった公園の利用方法や維持管理が行われ、多くの人から高い満足感が得られています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
地域の身近な公園に対する満足度	—	50%超	町民アンケート

現状と課題

- 町内には都市公園が7か所、児童遊園などの身近な公園が62か所あり、一人あたりの公園整備量は県内で群を抜いて高い水準になっていますが、その規模や配置については、地域によって偏りがあります。
- 公園は、憩いの場としてだけでなく、町民の様々な活動の場や災害時の一時的な避難場所をはじめ、様々な機能を有しています。また、未就学期、学齢期、成人、高齢者といったライフステージに応じて公園に対するニーズは異なることから、そうしたニーズに合った機能充実と維持管理に努めていくことが求められています。

基本方針

- 公園の整備・維持管理を計画的に進めるとともに、自然や緑を身近に感じることができる生活空間の創出に向けた取り組みを住民との協働により推進していきます。

具体的な取り組み

単位施策

24 - 01

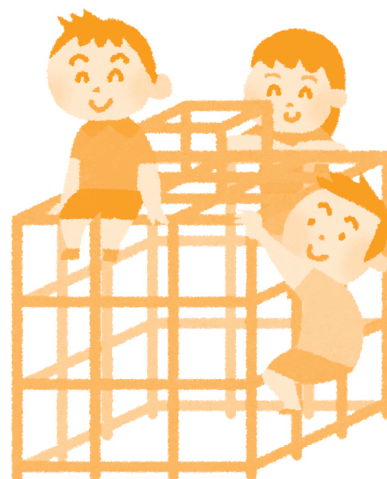
地域のニーズに即した公園の創出

町内の公園について、多様な年代層の地域住民が理想とするあり方を把握し、遊具の更新や修景などにより魅力ある公園を創出します。

また、町で管理する公園の適切な維持管理に努めるとともに、合意形成が図られた地区では、地域住民との意見交換などを通じて、協働による維持管理のルールづくりを進めます。

協働でできること

- 町は、町民が地域の身近な公園のあり方を話し合う場に積極的に参画するよう促します。
- 町は、身近な公園を地域コミュニティの基盤として位置づけ、アダプトプログラム^{*27}などの手法を活用することなどにより、町民とともに主体的な利用や維持管理に取り組みます。



* 27 アダプトプログラムとは、ボランティアとなる地域住民や企業が道路や公園、海岸など一定の公共の場所の定期的な清掃活動を行い、地元を大切に慈しんでいこうということから名づけられた制度のこと。

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

施策分野⑭ 居住環境

【将来像】 やすらぎとうるおいを感じることができる空間がある

基本施策25 水辺環境の整備促進

基本施策がめざす姿

- 水辺環境の安全性が確保され、健全な生態系が保たれています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
河川の整備に対する満足度	22.9%	30%	町民アンケート

現状と課題

- 町内を流れる主要な河川である下山川と森戸川は、それぞれ河口から2kmの区間が県が管理する二級河川で、その護岸整備は概ね完了しています。
- 一方、町が管理している水路は、法定外公共物^{*28}等として管理しています。
- 全国で近年多発する水害・土砂災害の状況を踏まえたさらなる安全性の向上や親水性の向上などに努めていく必要があります。

* 28 法定外公共物とは、道路法や河川法が適用される道路や河川などの公共物を法定公共物というのに対し、里道、水路、池沼、農業用水路などのように法律が適用されない公共物のこと。

基本方針

○ 水辺環境の治水性・親水性の向上を図っていきます。

具体的な取り組み

単位施策

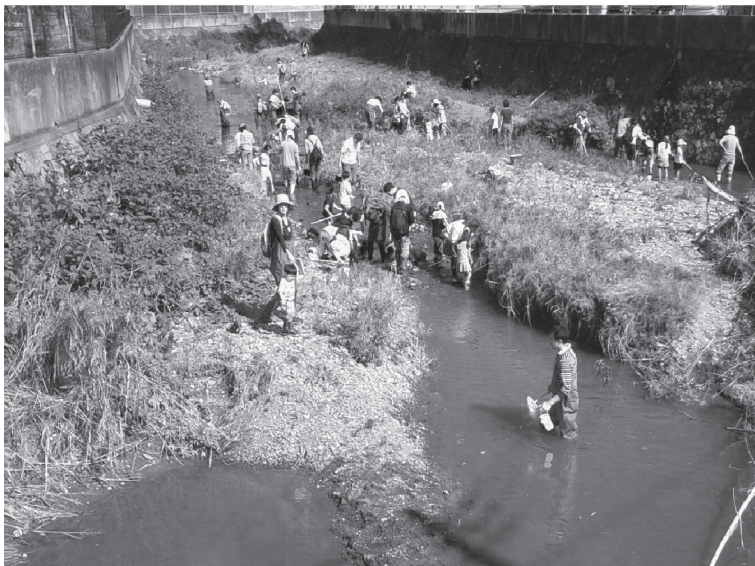
25 - 01

河川の治水性・親水性の向上

河川・水路の氾濫防止対策・土砂災害防止対策を県とともに推進し、自然素材を活用した親水護岸など、親しみ、気軽に活用できる水辺空間づくりを進めます。

協働でできること

□ 町は、町民や町民活動団体との協働により、河川の清掃をはじめ、水辺環境を保全・活用する取り組みを推進します。



下山川（木古庭会館前）



下山川（上山口）

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

施策分野⑮ 道路環境

〔将来像〕 安全で環境に配慮した道路環境が整っている

基本施策26 計画的な幹線道路の整備

基本施策がめざす姿

- 都市計画道路の整備が、都市計画決定に即して着実に進んでいます。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
都市計画道路整備率 (事業主体：葉山町)	66.8%	80%	整備済延長 /計画延長
都市計画道路の未着手区間の 延長	2,305m	1,200m	

現状と課題

- 葉山町の道路体系は、国道134号及び県道27号(横須賀葉山線)、県道207号(森戸海岸線)、県道311号(鎌倉葉山線)、県道217号(逗子葉山横須賀線)〔三浦半島中央道路〕、横浜横須賀道路、逗葉新道などを幹線道路として形成されています。
- 都市計画道路は、人口増加、交通量の増大や市街地の拡大等、都市の成長を前提として計画され、これまで着実に整備を進めてきましたが、都市計画決定されてから長い年月が経過しているにもかかわらず、未着手となっている路線・区間もあります。
- 町では平成26年3月に「都市計画道路の見直し方針」を策定したところであり、今後は、この方針に基づき、時代の変化等により整備の必要性が少なくなった未着手区間について、都市計画道路としての決定を存続・変更・廃止するなど、地域の実情にあわせた見直し・再構築を図っていく必要があります。

基本方針

- 町内の都市計画道路の整備計画を策定し、都市計画道路の整備を着実に進めていきます。

具体的な取り組み

単位施策

26 - 01

都市計画道路の計画的な整備

財政状況を考慮しながら都市計画道路の具体的な整備計画を検討・策定し、それに即して、用地取得、物件補償、測量調査、実施設計、工事施工など、都市計画道路の着実な整備を進めます。

単位施策

26 - 02

都市計画道路の見直しに伴う都市計画決定(変更)

平成26年3月に策定した「都市計画道路の見直し方針」の方針に基づき、都市計画の決定(変更)を行います。



都市計画道路（五ツ合森戸線）



都市計画道路（下山橋日陰線）

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

施策分野⑮ 道路環境

[将来像] 安全で環境に配慮した道路環境が整っている

基本施策27 安全で快適な町道の確保

基本施策がめざす姿

- 町道の安全性・快適性が確保されています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
道路の整備に対する満足度	22.9%	30%	町民アンケート

現状と課題

- 葉山町の町道は、平成25年度末現在で路線実延長が約153 km、舗装率は約83%となっています。
- 車両が円滑に通行できる道路環境が求められると同時に、歩行者等の安全確保を図っていくことが必要です。



基本方針

- 町道を整備するとともに、適切な維持管理に努めます。

具体的な取り組み

単位施策	27 - 01	町道の整備・維持管理
------	---------	------------

だれもが利用しやすい道路環境や車両の円滑な通行など、様々な面に配慮しながら、町道の整備・改良を進めていきます。また、快適な道路環境を維持するため、適切な維持管理に努めます。

単位施策	27 - 02	道路交通の安全確保
------	---------	-----------

歩行者等の安全な通行を確保するため、交通安全施設・設備の設置、維持管理を行います。

協働でできること

- 町は、町民や町民活動団体との協働により、道路環境向上のため、道路清掃等の取り組みを推進します。



町道（葉山御用邸脇）

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

施策分野⑮ 道路環境

[将来像] 安全で環境に配慮した道路環境が整っている

基本施策28 適切な橋りょうの維持管理

基本施策がめざす姿

- 町内の橋りょうの維持管理・修繕が適切に行われています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
「葉山町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく修繕橋りょう数	—	15	

現状と課題

- 日本の道路橋の多くは、高度経済成長期を中心にして大量に建設され、建設後40～50年が経過して、劣化損傷が多発する危険性が高まっています。また、耐震性強化など、性能の向上も要求されています。
- 葉山町が管理する橋りょうは平成25年度末現在で70あり、今後、老朽化に伴う維持管理費用はますます増大することが予想されています。
- こうした中、町では、平成25年3月に、予防保全の管理に力点を置いた「葉山町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、補修の必要性等の調査や、必要な補修事業を進めています。今後も、既存の橋りょうの適切な管理に努めるとともに、計画的な修繕を進めていく必要があります。

基本方針

- 「葉山町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適切に橋りょうの維持補修を行います。

具体的な取り組み

単位施策

28 - 01

橋りょうの予防保全型管理の推進

「葉山町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検と補修を繰り返し行い、安全性・信頼性を確保しつつ、費用の縮減と平準化を図りながら寿命を延ばしていく予防型の維持管理を行います。



主馬寮（しゅめりょう）橋（下山口地区）



上原橋（一色地区、下山口地区）

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

施策分野⑯ 公共交通環境

[将来像] だれもが使いやすい公共交通環境が整っている

基本施策 29 公共交通の環境整備

基本施策がめざす姿

- 通勤や通学、また観光などで葉山に訪れる人など、だれもが利用しやすい公共交通環境が整っています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
公共交通の利便性に不満をもっている町民の割合	61.4%	50.0%	町民アンケート

現状と課題

- 葉山町には、鉄道がなく、JR逗子駅・衣笠駅、京浜急行新逗子駅・汐入駅と町内を結ぶ路線バスが重要な交通手段となっています。多くの路線が1時間に2～6本程度運行しており便利ですが、道路渋滞による遅延の緩和や主要バス停の利用環境の向上が課題となっています。
- 通勤・通学・買い物などに際し、自転車を利用する町民も多い状況ですが、自転車と公共交通を組み合わせた移動についての環境整備が十分でない側面もあると考えられます。

基本方針

- 周辺自治体、事業者との連携、協力により、公共交通の利便性の向上に努めます。

具体的な取り組み

単位施策	29 - 01	バス路線の充実
------	---------	---------

ニーズを踏まえ、バスの新たな運行路線、運行本数の増発を事業者に対して引き続き要望していきます。また、JR 逗子駅・京浜急行新逗子駅周辺のバスの円滑な運行に向け、周辺自治体、事業者と連携し、方策を研究していきます。

単位施策	29 - 02	バスの利用環境の向上
------	---------	------------

主要なバス停へのベンチ、屋根の設置等、利用環境の向上に向けた取り組みを関係機関とともに進めます。

単位施策	29 - 03	自転車の利用環境の向上
------	---------	-------------

周辺自治体との連携による充実した自転車の利用環境の向上に向けた研究を進めます。

協働でできること

- 町と町民は、渋滞緩和や温室効果ガス排出削減にも寄与するよう、公共交通機関の利用について考えます。



基本目標 8

地域が元気や活力にあふれ、 生き生きとしているまち

施策分野⑰ 町内産業

【将来像】 地域産業が「葉山」というブランド力と結びつきながら、活発に活動している

基本施策30 農業・水産業・商業の振興と連携の促進

基本施策がめざす姿

- 各産業間のつながりが深まることで、葉山の製品の魅力の相乗効果が発揮され、生産者の所得向上につながっています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
販売農家数	30戸	30戸	
肉用牛飼養頭数	299頭	300頭	
漁業組合員数	104	105	
事業所数* ²⁹	931	950	(現状値) 24年度
売上高* ³⁰	434.6億円	530億円	(現状値) 24年度
直売施設利用者数	23,000人	177,000人	各直売施設への聞き取りなど

現状と課題

- 農業は、葉山牛、野菜、米などを生産していますが、小規模であり、直売や加工などで付加価値をつけ、都市近郊農業としての地位を保っていますが、販路の確保等を引き続き推進する必要があります。
- 水産業は、いわし類、海藻類、貝類などを中心に漁獲していますが、資源の減少も進んでおり、稚魚や稚貝の放流を通じた作り育てる漁業の推進を図っていく必要があります。
- 小売業等の店舗は減少傾向にあるものの、葉山らしさを活かした魅力ある店舗も増えてきています。地元製品の生産から販売までの一貫した支援を行い、農業・水産業・商業が連携した「6次産業*³¹」を創出していくことが求められます。

基本方針

- 葉山ブランドの力を活かした産品を軸に、農業・水産業・商業が連携し、持続可能な産業づくりをしていきます。

具体的な取り組み

単位施策	30 - 01	地域に根ざした農業の振興
------	---------	--------------

野菜作りの楽しさや大変さが分かる町民農園の開設や、葉山の選りすぐりの野菜が出品、販売される農産物品評会の開催など、町民や消費者に葉山の農産物の魅力を伝える取り組みを推進し、農業の振興を図っていきます。

また、今後増加が見込まれる休耕地は、営農意欲の高い担い手への集約等、活用方法の研究を進めていきます。

単位施策	30 - 02	つくり育てる漁業の振興
------	---------	-------------

「葉山町真名瀬漁港維持運営計画」に基づき、町管理の真名瀬漁港の適切な維持管理に努めていきます。

資源の増殖を図るため、漁業協同組合に対し、漁場の育成、稚魚・稚貝の放流などを支援していきます。

単位施策	30 - 03	魅力ある商工業の振興
------	---------	------------

県や国の施策を活用し、商工会等と連携して、情報発信や商店街の活性化、起業・新分野開拓などにつながる取り組みを支援していきます。

単位施策	30 - 04	6次産業化の推進
------	---------	----------

葉山ブランドの育成強化を図るとともに、地域の産品の販売拠点として、南郷地区における商業施設の建設・運営や朝市の支援などを進め、6次産業化を推進していきます。

協働でできること

- 町は、6次産業化に向け、農業協同組合、漁業協同組合、商工会をはじめ、町内の各種団体・事業所との協働による研究開発、イベント・販売促進活動の展開、販売環境づくりを進めていきます。

* 29 事業所数とは、経済センサス及び商業統計に基づく町内の事業所数のこと。
 * 30 売上高とは、経済センサス及び商業統計に基づく町内事業所の年間売上高の合計のこと。
 * 31 6次産業とは、農林漁業者が主体となって、生産から加工・販売まで取り組むこと。

地域の魅力が住んでいる人や訪れる人を惹きつけているまち

施策分野⑱ 観光振興

[将来像] 葉山の魅力が十分に発信され、ゆったりとした時間が流れるような観光スタイルが整っている

基本施策31 観光の振興

基本施策がめざす姿

- 恵まれた自然と一体となった様々な町民の営みが地域の魅力となり、多くの人が葉山を訪れています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
町内で行われるイベント* ³² の来場者数	平成25年度 99,226人	平成32年度 104,000人	

現状と課題

- 葉山町は首都圏の保養地として知られ、美しい海岸線や緑などの豊かな自然をはじめ、美術館やレストラン、町並みなどを楽しみに、観光客が訪れています。
- 町の観光の課題として、町並みや地域イベントなど、個々の地域資源をつなげた観光PRに加え、近隣市との広域的な連携、SNS*³³などの新しい情報発信ツールの導入などを検討していくとともに、観光施設や案内板などのさらなる充実を図っていくことが必要です。
- 一部のマナーが悪い観光客により、住宅地でのごみの投棄や、話し声などの騒音などが恒常的に苦情として寄せられるとともに、交通渋滞も課題となっており、こうした問題の解消が急がれています。

基本方針

- 町並み、地域イベントなど地域資源を連携・活用し、町民生活と共存した観光振興を図ります。

具体的な取り組み

単位施策	31 - 01	地域資源の魅力化・ネットワーク化
------	---------	------------------

葉山しおさい博物館など、公的観光施設の魅力向上に努めるとともに、町並みや広域集客店、博物館・美術館・資料館、地域イベントなどの観光資源を、徒歩・自転車などで楽しく回遊できるようなくみづくりを進めます。

単位施策	31 - 02	観光PRの推進
------	---------	---------

観光案内板や誘導サイン、観光マップ・パンフレット、ホームページ内観光情報などの充実を図るとともに、SNSなどの新しい情報発信ツールの活用を図っていきます。

ごみの投棄や騒音などの観光マナーの悪化について、看板やチラシの作成、ビーチクリーンなどの魅力を共に守る取り組みを積極的に発信していくことで啓発し、マナーアップを図ります。

協働でできること

- 町と町民が協働で地域イベントを継続開催し、地域活性化を図っていきます。
- 町は、公衆トイレ清掃協定の締結や案内板や駐車場、ハイキングコースなどを含めた観光インフラの整備、維持管理に、アダプトプログラム^{*34}やクラウドファンディング^{*35}などの手法を含む協働手法の導入を検討します。
- 町や町民は、観光PRやマナー啓発の場として、雑誌などマスメディアを積極的に活用します。

* 32 町内で行われるイベントとは、産業振興に係る町共催・後援イベントのうち、町民のみを対象としたものを除いたものこと。

* 33 SNSとは、Social Network Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。インターネット上での日記やメッセージなどを通じて友人や知人・共通の趣味を持つ人達との交流を目的としたサービスのこと。

* 34 アダプトプログラムとは、ボランティアとなる地域住民や企業が道路や公園、海岸など一定の公共の場所の定期的な清掃活動を行い、地元を大切に慈しんでいこうということから名づけられた制度のこと(再掲)。

* 35 クラウドファンディングとは、ある目的、志などのため不特定多数の人から資金を集める行為、またそのためのネットサービスのこと。

協働まちづくり編



基本理念 4

“みんなで作る”葉山

施策分野⑩ コミュニティ・協働

【将来像】 豊かな地域社会が形成されていて、町民自ら主体的に地域課題の解決に取り組んでいる

基本施策32 広報・広聴活動の充実

基本施策がめざす姿

- 有益な情報、重要な情報が町民に漏れなく伝えられ、町民と行政のコミュニケーションが図られています。
- 町民の意見をきめ細かく行政運営に反映しています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
町ホームページへのアクセス件数	302,846件	420,000件	
広報紙未配布件数	182件	0件	

現状と課題

- 「広報はやま」の発行、情報提供コーナーへの配架、広報板への掲示、町ホームページ、湘南ビーチFMなどを通じて町政情報の広報を行っています。今後も、必要な人に必要な情報がもれなく興味深く届くよう、内容の充実を図っていくことが求められます。
- 広聴については、「町への提案」制度や、各種アンケート調査、審議会などへの町民の参加や公募、パブリックコメント制度、さらには、直接、町民の声を聞くワーキンググループ*³⁶や住民説明会の開催などを通じて行っています。今後も、様々な機会を通じて、広聴活動を行い、課題を共有しながら、施策に反映していくことが求められます。

* 36 ワーキンググループとは、特定の問題の調査や計画の推進のため設けられる部会・作業班・ワーキングチーム・WGのこと。

基本方針

- 町民が知りたい情報を分かりやすく伝え、町民の声をきめ細かく行政運営に反映します。

具体的な取り組み

単位施策	32 - 01	情報発信による町民と行政のコミュニケーション強化
------	---------	--------------------------

職員全員が広報意識を持ち、町民が求めている情報を把握し、それを適切な形で提供できるよう、「広報マニュアル・方針」を定め、推進します。

「広報はやま」については、分かりやすく興味が湧く誌面づくりに努めるとともに、全戸配布を徹底します。

ホームページなどの電子メディアによる広報は、情報の瞬時性、メールなどによる双方向性などに優れており、拡充を図っていきます。

また、町民と行政の垣根をなくすひとつの制度として、情報公開制度の運用を図ります。

単位施策	32 - 02	広聴活動の充実
------	---------	---------

「町への提案」など普段からの広聴の機会づくりの充実を図るとともに、町の重要な意思決定に際しては、住民説明会などを通じたきめ細かな広聴活動に努めます。また、パブリックコメント制度については、条例制定に向けた研究を進めます。

町民や地域団体からの意見・提言・要望については、整理・統計化し、施策に反映するしくみづくりを検討するとともに、必要に応じて、国や県などの関係機関に適時適切な要望活動を行います。

協働でできること

- 町は、「広報はやま」については、町民レポーターを募集し、町民が自ら企画・編集・情報発信ができるコーナーを設け、町民との協働による誌面づくりを進めます。
- 町は、ホームページについては、写真などの町民投稿スペースを設けるなど、相互コミュニケーションの場の提供に努めます。
- 町は、町内（自治）会などによる、町の広聴活動への積極的な参加を促進します。

施策分野⑱ コミュニティ・協働

【将来像】 豊かな地域社会が形成されていて、町民自ら主体的に地域課題の解決に取り組んでいる

基本施策33 協働によるまちづくりの推進

基本施策がめざす姿

- 非営利・公益的な活動を行いたい町民が増え、これらの人々と町が協働で様々な事業を推進しています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
NPO法人まちづくり協会の登録活動団体数	33団体	37団体	
地域づくり活動に参加している又は参加したいと思っている人の割合	37.1%	65.0%	町民アンケート

現状と課題

- 阪神・淡路大震災以降、非営利・公益的な住民活動の気運が高まり、葉山町においても、平成14年に公設民営の「葉山町まちづくり支援協会」を設立し、非営利・公益的な活動への中間支援を本格化させました。平成16年には同協会は「NPO法人葉山まちづくり協会」へ移行し、以来、非営利・公益的な活動への継続的な支援を行い、多くの非営利・公益的団体が活動を展開してきました。
- 一方、葉山町では、葉山町社会福祉協議会はやまボランティアセンターが福祉ボランティアの育成を、町生涯学習課が生涯学習ボランティアの育成を並行して進めてきた歴史があり、「NPO法人葉山まちづくり協会」との三者で、役割分担の明確化に課題を残しています。東日本大震災により、町民の非営利・公益的な活動への参加意識が一層高まる中、協働のまちづくりの指針を策定するとともに、その推進体制を明確化していく必要があります。

基本方針

- 協働のまちづくりの指針を策定するとともに、その推進体制を明確化し、町民の非営利・公益的な活動の一層の活性化を図ります。

具体的な取り組み

単位施策	33 - 01	協働推進のしくみづくり
------	---------	-------------

協働の推進にかかるこれまでの取り組みを踏まえ、「協働」についての基本的な考え方を整理するとともに、町民、議会、行政において「協働」の概念を共有したうえで、協働のまちづくりの指針を策定するとともに、町民参加のしくみづくりを推進します。

また、策定した協働のまちづくりの指針に基づき、NPO法人葉山まちづくり協会、葉山町社会福祉協議会などの各主体との連携・推進体制を整備していきます。

単位施策	33 - 02	非営利・公益的な活動への参加促進
------	---------	------------------

非営利・公益的な活動への参加のきっかけづくりのための、わかりやすい情報提供や講座・イベント等の実施、活動団体への支援などを進めます。

とりわけ、町民の幅広い参加を促す取り組みの創意・工夫に努めるとともに、非営利・公益的な活動団体への財政的な支援のしくみについて、研究を進めます。

単位施策	33 - 03	空き家の有効活用
------	---------	----------

民間の空き家の有効活用に向けて、研究を進めます。

協働でできること

- 地域の課題解決に向け、町民や町内（自治）会、町民活動団体等と町がお互い知恵を出し合い、実践していきます。
- 町と町民活動団体等は、民間の空き家を活用した非営利・公益的な活動の拠点づくりを協働で研究していきます。
- 協働の取り組みについて学習・研究を深めるため、学生による「役場での仕事体験」、役場職員による「企業への派遣研修」等の企画・実施を検討します。

施策分野⑱ コミュニティ・協働

【将来像】 豊かな地域社会が形成されていて、町民自ら主体的に地域課題の解決に取り組んでいる

基本施策34 地域コミュニティの活性化

基本施策がめざす姿

- 各地域で地域コミュニティ活動が活発に行われ、生活課題の解決につながっています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
町内(自治)会加入率	75%	100%	

現状と課題

- 町内(自治)会は、地域の行事、まちの美化、交通安全や防災などの活動を通して地域住民の生活課題の解決を図るとともに、地域住民の要望を行政へ伝えるなど、地域住民と行政をつなぐパイプ役としても重要な役割も担っています。
- 全国的に人口の流出入や人々の価値観の多様化などにより地域の連帯意識が希薄化し、町内(自治)会への加入や活動への参加が減少する傾向があります。また、住民ニーズが多様化し、身近な地域の問題への合意形成が以前より困難になっていることから、コミュニティ活動の活性化の必要性が一層高まっています。
- 生活課題の解決には、「共助」である地域コミュニティの力が重要です。住み良い地域社会を築くため、引き続き、各種イベントなどを通して住民相互のふれあいを深めるとともに、町内(自治)会活動を活性化し、コミュニティの醸成を図っていく必要があります。

基本方針

- 町内(自治)会をはじめとする地域コミュニティ組織の活性化を図ります。

具体的な取り組み

単位施策

34 - 01

地域コミュニティ活動への支援

地域コミュニティ組織の活性化に向け、若者、女性が参画しやすいしくみづくりや、コミュニティ内の防災・環境・福祉など、テーマ型の活動の促進、町内(自治)会館など活動施設の運営に対する支援などを推進します。また、転入者に対しては、引き続き町内(自治)会の情報を提供していきます。

協働でできること

- 地域の問題解決に向け、地域コミュニティ組織と町により各種協働事業を推進します。
- 町は、地域の課題に対し、積極的に町民の意見を求める場をつくります。
- 町は、ワークショップ*³⁷方式など、若者、女性が参画しやすい活動方法に町民と協働で取り組みます。



* 37 ワークショップ(workshop)とは、様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。

施策分野⑳ 行財政運営

【将来像】 職員の能力が最大限に発揮できていて、社会の変化にも柔軟に対応できる効率的な行財政運営が行われている

基本施策 35 計画的な行政の推進

基本施策がめざす姿

- 計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)サイクル^{*38}の活用によって施策や事業を見直す習慣がすべての職員に浸透し、町民の満足度・納得度の高い行政サービスが提供できています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
行政運営に満足していない人の割合	30.0%	0.0%	町民アンケート

現状と課題

- 目まぐるしく変化する社会環境や新たに生じる様々な行政課題に対し、町は柔軟かつ迅速に対応していく必要があります。
- また、限られた経営資源（職員・財源等）を最大限有効に活用し、質の高い行政サービスを提供していく必要があります。
- そのためには、めざす目標とその達成のために何をすべきかを示した計画を立案し、着実に実行するとともに、その取り組み結果を評価・検証し、必要に応じて見直すしくみが必要です。

* 38 PDCAサイクルとは、計画(Plan)を実行し(Do)、その結果や成果を評価し(Check)、改善を加え(Action)、次の計画(Plan)へとつなげるサイクルのこと。

基本方針

- 計画に位置づけた取り組みを着実に実行していくために、PDCAサイクルに基づく行政運営を推進します。

具体的な取り組み

単位施策	35 - 01	PDCAサイクルに基づく行政運営
------	---------	------------------

総合計画と各分野別計画の整合を図るとともに、それぞれの計画において、PDCAサイクルに基づく着実な進行管理を進めます。

協働でできること

- 町は、各種計画の進行状況の分かりやすい公表に努めるとともに、PDCAサイクルの検証・評価の過程における町民に対する満足度調査などを通して、意見を聴取していきます。



基本目標 11

町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち

施策分野⑳ 行財政運営

【将来像】 職員の能力が最大限に発揮できていて、社会の変化にも柔軟に対応できる効率的な行財政運営が行われている

基本施策 36 行政組織の充実

基本施策がめざす姿

- 様々な行政課題に対応するための効果的・効率的な行政組織体制・人材配置が行われています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
縦割行政の不都合を感じたことのある町民の割合	30.0%	0.0%	町民アンケート

現状と課題

- 多様化・複雑化する町民ニーズや増大する行政需要に迅速かつ的確に応えていくためには、施策の立案・展開にあわせて行政組織を絶えず進化させていくことが重要です。
- そのためには、組織をできる限り総合計画に掲げられた目標体系に沿ったものとし、組織ごとに責任を持って目標達成に寄与・貢献する施策を立案し、実行していくことが求められています。
- また、町民にとって分かりやすく、部門ごとの縦割りではない、横断的な連携のとれる組織を構築していくことも重要です。
- 町民との協働を一層進めるための組織体制づくりも必要です。

基本方針

- 限られた経営資源（職員・財源等）を最大限に有効活用できるよう、効果的・効率的な組織づくりを目指します。

具体的な取り組み

単位施策

36 - 01

効果的・効率的な組織体制の整備

総合計画の目標体系に沿った、最少経費で最大の効果をあげられる効率的な行政組織体制づくりを進めます。各所管課等で抱える問題やその対応について役場全体で情報共有し、横断的な連携のとれる組織運営を進めます。

協働でできること

- 町は、町民に行政組織に対する意見等を求めています。



葉山町役場庁舎

基本目標 11

町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち

施策分野⑳ 行財政運営

【将来像】 職員の能力が最大限に発揮できていて、社会の変化にも柔軟に対応できる効率的な行財政運営が行われている

基本施策37 人材育成・人材管理の充実

基本施策がめざす姿

- 町職員が、常に前向きに考え、行動し、町民との信頼関係を築きながら、職務に対する責任を全うしています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
職員待遇等満足度	56%	70%	町民アンケート
職員研修受講率・受講者数	175.8% (473人)	250% (672人)	延べ受講者数 /総職員数

現状と課題

- 効率的で満足度の高い行政サービスを提供するには、その担い手である町職員の人材育成が欠かせません。職員の人材育成は一朝一夕で成し得ることではなく、求める人材の採用計画、育成計画を明確化し、日々の業務や研修などを通じ、育成活動を意識的に実践していくことが重要です。
- 平成26年5月に地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、人事評価制度の実施が法定事項となります。
- 葉山町では、平成25年度から管理職を対象とした試行を実施し、平成26年度からは全職員を対象とした試行を行っています。
- 今後は、人事評価制度に対する理解を深め、高い評価能力を備えるための研修を充実させるとともに、同制度の本格運用を目指した取り組みを進めていくことが求められます。

基本方針

- 人材育成の基本方針を策定し、これに基づき、計画的な人材採用・育成を推進するとともに、人事評価制度の導入により、能力・実績主義に基づく適正な人事管理の推進を図ります。

具体的な取り組み

単位施策	37 - 01	人材育成の充実
------	---------	---------

職員の資質の一層の向上を図り、その有している可能性・能力を最大限に引き出し、組織力の強化を図るため、人材の採用・育成の基本方針を策定します。

研修については、職員の接遇能力の向上や、専門知識・技術の習得などをめざし、庁内研修、近隣市との共同研修、市町村研修センター等の各研修機関が実施する研修など、多彩な研修を企画・実施します。

また、研修において職員が学び得た知識・技術を、庁内や各所属で活かすことができるよう庁内講師の養成にも併せて取り組み、研修をより効果的・効率的に活用します。

単位施策	37 - 02	適正な人事管理の推進
------	---------	------------

平成25年度から試行している人事評価制度の本格導入に向けた取り組みを進めます。

また、職員がいきいきと活力を持って職務に取り組むためには、心身の健康が欠かせないことから、職員安全衛生委員会を活用し、職場環境整備と職員健康管理に取り組みます。

協働でできること

- 町は、職員研修にあたり、町内の各種団体等において活躍している専門家を講師として招へいします。



職員研修の様子

基本目標 11

町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち

施策分野⑳ 行財政運営

【将来像】 職員の能力が最大限に発揮できていて、社会の変化にも柔軟に対応できる効率的な行財政運営が行われている

基本施策 38 健全な財政運営の維持

基本施策がめざす姿

○ めざすまちづくりに必要な財源を確保し、健全な財政運営を維持しています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
公共公益施設整備基金* ³⁹ 残高	3.7億円	6億円以上	
町債* ⁴⁰ 残高(一般会計+下水道事業特別会計)	140.5億円	現状値以内	

現状と課題

- 葉山町の一般会計の財政規模は、年間90～100億円、財政力指数*⁴¹はここ数年1.0を下回り普通交付税*⁴²の交付団体となっています。
- 平成25年度末の財政調整基金*⁴³残高は約9億円、一般会計と下水道事業特別会計を合わせた町債残高は約140億円となっています。
- 今後、総人口が減少する中、少子高齢化の進展と生産年齢人口の減少傾向などに伴い、町の大きな財源である個人住民税は減収が予想されます。
- 高齢社会の進展に伴う社会保障関係費や老朽化が進む公共施設の維持・更新にかかる経費の増加が見込まれます。
- こうした中、歳入面では、あらゆる財源の積極的な活用と創意工夫による新たな財源を確保する一方、歳出面では、PDCAサイクルを活用し、施策・事業の絶え間ない見直しを行う必要があります。
- 未来の葉山町のために必要などころには必要な投資をして、町民活動の活性化が図られるよう、メリハリのある財政運営こそが求められます。

基本方針

- 創意工夫により財源の確保を図るとともに、経常的経費などの抑制に努め、健全な財政運営を推進していきます。

具体的な取り組み

単位施策	38 - 01	財源の確保
------	---------	-------

町税、その他保険料等については、地域の活性化による収入増を図るとともに、収納対策を強化し収納率の向上に努め、国及び県支出金については、制度見直しの動向を注視しつつ、最大限の活用を図ります。

また、老朽化に伴う公共施設の維持・更新にかかる経費等の財源として、基金等を活用するとともに、未利用土地の活用や広告収入の獲得など、新たな財源の積極的な開拓と確保に努めます。

単位施策	38 - 02	効果的・効率的な財政運営
------	---------	--------------

行政評価システムにより事務事業の優先順位づけと取捨選択を行い、歳出の抑制と投資の重点化を図るとともに、起債の適正な管理を進め、効果的かつ効率的な財政運営を行っていきます。

単位施策	38 - 03	分かりやすい財政状況の公表
------	---------	---------------

新たな公会計基準に基づく資産台帳・財務諸表を整備するとともに、予算決算、主要な財政指標などに関して、分かりやすい財政状況の公表資料を作成し、定期的に公表・説明していきます。

協働でできること

- 町は財政事情を分かりやすく解説した資料を情報提供し、町民は財政に関心を持ち、適正な納税、行政サービスの利用を行います。

* 39 公共公益施設整備基金とは、学校や道路など公共施設の整備のために積み立てる基金のこと。
 * 40 町債とは、施設整備などに必要な資金を調達するために、町が国や金融機関から行う借入れのこと。
 * 41 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、指数が高いほど財源に余裕があるといえる。1.0を上回れば普通交付税が支給されない不交付団体となり、下回れば支給される交付団体となる。
 * 42 普通交付税とは、地域間の財源の偏りを調整するため、所得税などの一定割合を国から地方へ交付される財源のこと。
 * 43 財政調整基金とは、災害などが発生し多額な費用が必要なときや財源が不足したときに活用するために積み立てる基金のこと。

基本目標 11

町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち

施策分野⑳ 行財政運営

[将来像] 職員の能力が最大限に発揮できていて、社会の変化にも柔軟に対応できる効率的な行財政運営が行われている

基本施策 39 公共施設の有効かつ適切な管理

基本施策がめざす姿

- 公共施設の維持保全等が計画的に進められています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
(仮称) 公共施設維持保全計画の策定	—	策定	
(仮称) 公共施設再配置等計画の策定	—	策定	

現状と課題

- 葉山町では、多くの建物が築30年を経過し、老朽化や社会ニーズの変化に伴う施設の機能的な劣化により、大規模な改修や建替えを検討すべき時期に来ています。
- 維持管理の負担や将来の更新費用の負担を少なくするため、公共施設及び町有地の利活用、再配置や施設の長寿命化、財源の確保及び維持管理等を計画的に行うことが必要です。

基本方針

- 公共施設等総合管理計画、(仮称) 公共施設維持保全計画、(仮称) 公共施設再配置等計画を策定し、計画的な維持保全等を進めます。

具体的な取り組み

単位施策	39 - 01	公共施設の計画的な維持保全の推進
------	---------	------------------

「葉山町公共施設白書」などを踏まえ、公共施設の保全の方針及び計画を策定し、これに基づき、計画的な維持保全を推進します。

単位施策	39 - 02	公共施設の再配置の検討
------	---------	-------------

「葉山町公共施設白書」などを踏まえ、福祉施策や教育施策、協働によるまちづくり施策等を推進するうえで、最も効果的・効率的な活用ができるように、公共施設再配置の方針及び計画を策定し、施設の整備・転用・休止・廃止などを順次進めていきます。

協働でできること

- 町は、方針及び計画について、施設利用者や町民、有識者などと情報や問題意識を共有しながら、協働で検討していきます。
- 町は、公共施設や町有地の利活用などについて、民間活力の積極的な活用を検討していきます。



保育園・教育総合センター



福祉文化会館

基本目標 11

町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち

施策分野⑳ 行財政運営

[将来像] 職員の能力が最大限に発揮できていて、社会の変化にも柔軟に対応できる効率的な行財政運営が行われている

基本施策 40 県・他自治体との連携・協力

基本施策がめざす姿

- 県や他自治体との連携・協力による取り組みによって、得られる利点が活かされ、町民の利便性が向上し、経費節減にもつながっています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
近隣市町村(三浦半島地域)と連携協力している取り組みの件数	14件	20件	

現状と課題

- 町民の日常的な生活圏が広がるとともに、行政事務の多様化が進む中、防災や環境、交通など、単一自治体だけでは解決が難しい課題が多く生じています。
- 複数の自治体にまたがる広域的な課題に対応するためには、県や他自治体との連携・協力による取り組みを推進していく必要があります。

基本方針

- 広域的な課題の解決に向けて、県や他自治体それぞれの規模や特色に応じた役割と適切な分担のもとに、連携・協力を図っていきます。

具体的な取り組み

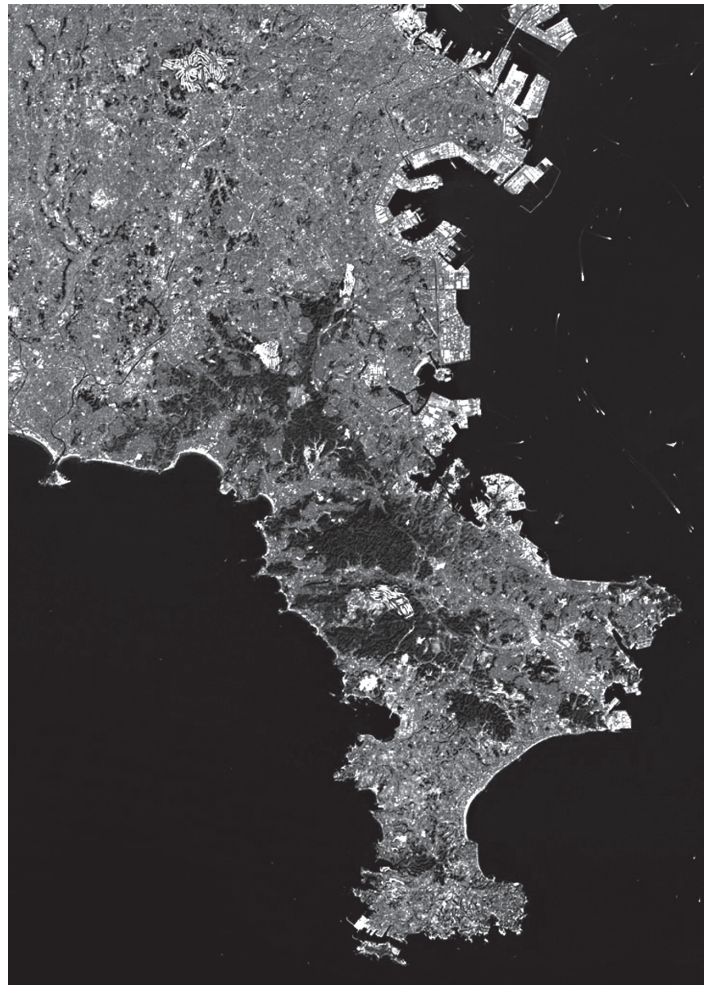
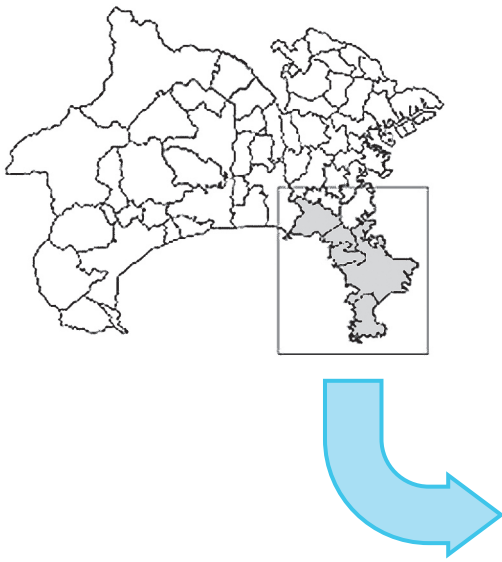
単位施策	40 - 01	効果的な連携・協力の推進
------	---------	--------------

町単独で対応するよりも他自治体と連携・協力した方が、効率的・効果的に進められる事務事業については、広域的な取り組みを推進していきます。

とりわけ、三浦半島地域の活性化に向けて、近隣自治体の連携・協力を強化していきます。

協働でできること

- 町は、町民と協働で取り組める広域連携事業を企画・検討し、推進していきます。



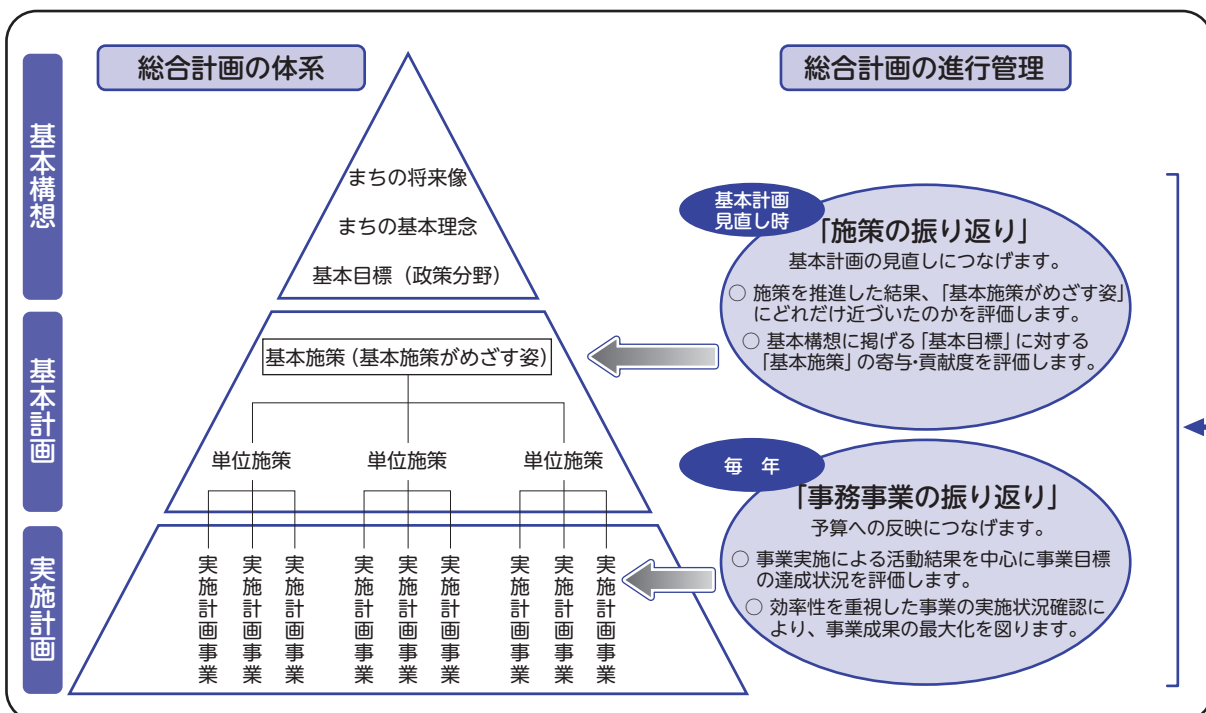
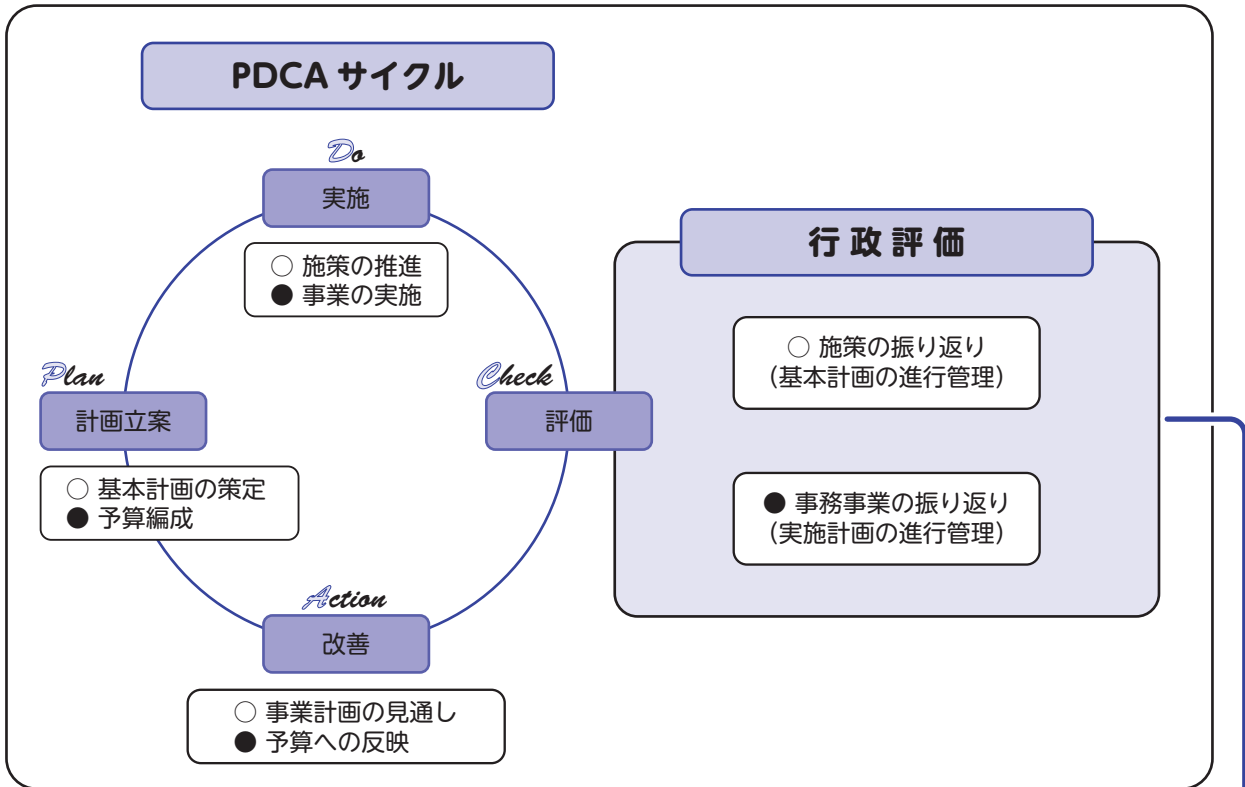
三浦半島（神奈川県立生命の星・地球博物館より）

IV

進行管理

総合計画の進行管理

総合計画を実効性のあるものにするため、行政評価と計画の見直し・予算編成を連動させたPDCAサイクルによる計画の進行管理を行います。



I 序論

II 基本構想

III 前期基本計画

IV 進行管理

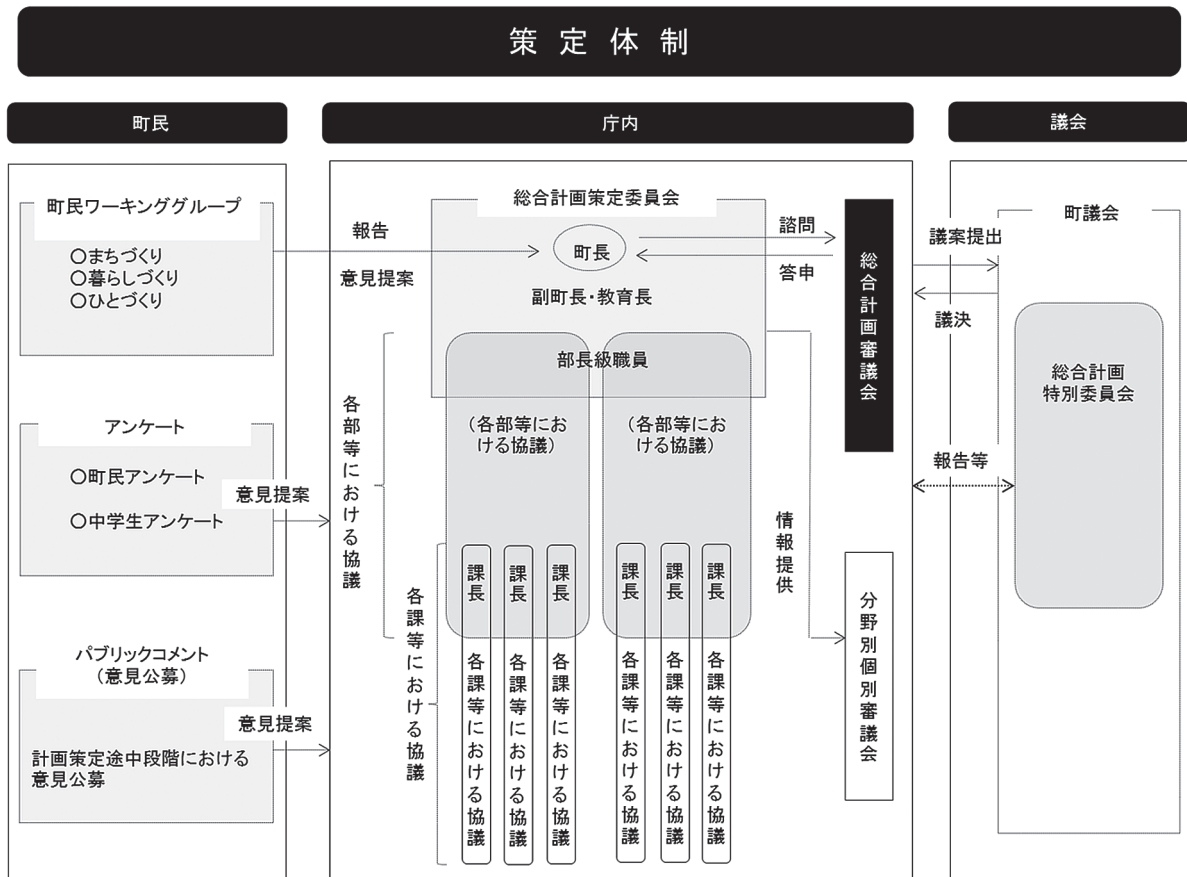
V 資料編

V

資料編

1 策定体制

総合計画の策定にあたっては、町民と行政が力を合わせ、総合的かつ計画的なまちづくりが実現できるよう、町民、有識者、議会、職員から意見等を結集し、策定作業を進めました。



2 総合計画策定条例

平成23年に地方自治法の一部が改正され、市町村における基本構想策定の法的な義務はなくなりましたが、引き続き、総合的かつ計画的な町政運営を行うためには、まちづくりの基本理念、目指すべき将来像を定める総合計画の策定が不可欠であることから、その策定根拠等を明確にし、必要事項を定めるため「葉山町総合計画策定条例」を制定しました。

総合計画策定条例

葉山町総合計画策定条例

平成25年10月8日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町を目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念であり、目指すべき将来像及びこれを達成するための基本目標や施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を具体化し実現するための施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示される施策を実現するための具体的な事業を示すものをいう。

(計画の策定)

第3条 町長は、総合計画を策定し、これに即して町政を運営するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、葉山町附属機関の

設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条に規定する葉山町総合計画審議会に諮問するものとする。

（意見の聴取）

第5条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、町民から意見を聴くものとする。

（策定過程における報告）

第6条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、その過程において、その基本的な事項を議会に報告するものとする。

（公表）

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

（他の計画との関係）

第8条 町長その他の執行機関は、分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている第三次葉山町総合計画は、この条例の規定により策定されたものとみなす。

3 町民参加

総合計画の策定段階において、町民の意見や提案を幅広く反映するため、様々な町民参加・参画の機会を設けました。

(1) 第四次葉山町総合計画基本構想町民ワーキンググループ

「第四次葉山町総合計画基本構想」の策定過程における町民参画の場として、葉山町が設置した組織です。住民基本台帳より満20歳以上の町内在住者1,500人に対し参加者を募集し、50人の方にご参加いただきました。

ア 設置要綱

※課の名称は、第四次葉山町総合計画策定期間中の名称です。

第四次葉山町総合計画基本構想町民ワーキンググループ実施要綱

(平成25年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、第四次葉山町総合計画基本構想策定過程における町民参画の場として、町民ワーキンググループを設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 今後の基本計画基本構想づくりに活用するため、町民ワーキンググループは、地方自治についての講義及び町からの各テーマに関する現状を踏まえて、今後の町の目指すべき姿について討議するものとする。

(参加者の決定方法)

第3条 住民基本台帳より無作為で抽出した町内在住者1,500人(年齢満20歳以上)に対し、参加依頼の文書を送付し、参加の承諾を得た町民を参加者として決定する。ただし、承諾者が50人を超えた場合は抽選により決定する。

(実施方法)

第4条 町民ワーキンググループには、全体会とテーマ別検討会を設ける。

- 2 全体会は参加者全員が参加し、これからの地方自治についての講義を行うとともに各テーマに関する当町の特色等につき説明を行う。
- 3 テーマ別検討会はテーマごとの今後の町の目指すべき姿について討議する。
- 4 テーマ別検討会のテーマは下表のとおりとする。

テーマ	対象分野	担当課等
まちづくり	都市づくり	都市計画課 道路河川課
	産業観光	産業振興課
	農林水産	産業振興課
暮らしづくり	環境	環境課
	安全・安心	総務課防災係
	福祉	福祉課 健康増進課
ひとづくり	教育	学校教育課
	子育て	子ども育成課
	文化	生涯学習課

- 5 町民ワーキンググループの運営は、総務部企画調整課が行う。

(職員参加)

第5条 町民の視点、町民の声を意識する機会を得るため、町民ワーキンググループに討議テーマの担当課等の職員が参加するものとする。

- 2 町民ワーキンググループに参加する職員は、全体会においてテーマ別検討会の対象分野について当町の特色等の説明を行うとともに、テーマ別検討会にはオブザーバーとして同席し、必要に応じて情報提供を行う。
- 3 町民ワーキンググループに参加する職員は、担当課等からの推薦により決定する。

(謝礼)

第6条 全体会での講義講師に対し、謝礼を支払うものとする。

- 2 参加者には、記念品を贈呈するものとする。

(成果の取り扱い)

第7条 テーマ別検討会における討議結果については、結果報告としてまとめ、町ホームページなどを通じて公表するとともに、今後の基本構想策定、審議及び個別計画等に活用するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、別に協議のうえ、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成26年3月31日をもって終了する。

イ 会議の概要

第1回全体会議

	日時・場所	内容
第1回	平成25年5月26日(日) 13:00～15:00 場所：福祉文化会館大会議室	① 講義 「これからの地方自治 ～地方自治の担い手は、地域住民～」 講師：県立保健福祉大学保健福祉学部 社会福祉学科長 臼井正樹 教授 ② 町の現状や取り組みについて ③ グループ分け

第2回会議

	日時・場所	内容
第2回	平成25年6月9日(日) まちづくりグループ 9:30～11:30 暮らしづくりグループ 13:00～15:00 ひとづくりグループ 16:00～18:00 場所：教育総合センター研修室	グループワーク(KJ法ワークショップ) ～「葉山町の強み」を伸ばし、 「葉山町の弱み」を改善するためには?～

第3回会議

	日時・場所	内容
第3回	平成25年6月23日(日) まちづくりグループ 9:30～11:30 暮らしづくりグループ 13:00～15:00 ひとづくりグループ 16:00～18:00 場所：教育総合センター研修室	グループワーク結果をもとに作成した 「葉山町 将来構想 提言書(素案)」の検討 グループワーク(KJ法ワークショップ) ～住民が行えること・行いたいこと～

第4回会議

	日時・場所	内容
予備日 (第4回)	平成25年6月30日(日) ひとづくりグループ 10:00~12:00 場所:教育総合センター研修室	「葉山町 将来構想 意見書(案)」の検討

町長への報告会

	日時・場所	内容
報告会	平成25年7月7日(日) 町長への報告会 9:00~10:30 場所:町長室	各グループの代表者6人による町長への報告と意見交換

(2) 「第四次葉山町総合計画」策定に向けた町民アンケート調査

1 調査の目的

総合計画の策定にあたり、町民の日ごろの町政に対する満足度や意見を把握し、「目指すまちの姿」やまちづくりの方向性などを検討する際の基礎資料とすることを目的として実施しました。

2 調査方法

調査対象	20歳以上の町民から無作為に抽出した1,500人
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	平成25年10月

3 回収状況

配布数	回収数(有効回収数)	回収率
1,500票	673票	44.9%

(3) 「第四次葉山町総合計画」策定に向けた中学生アンケート調査

1 調査の目的

総合計画を策定するにあたり、まちの将来を担う中学生の“葉山町”への思いを、計画策定の基礎資料とするため、町立中学校の3年生を対象に実施しました。

2 調査方法

調査の対象	葉山中学校及び南郷中学校の3年生
調査方法	中学校を通じて配布・回収
調査期間	平成26年5月12日～5月16日

3 回収状況

配布数	回収数(有効回収数)	回収率
262票 (葉山中学校 176票) (南郷中学校 86票)	239票 (葉山中学校 157票) (南郷中学校 82票)	91.2%

(4) パブリックコメント(意見募集)の実施

第四次葉山町総合計画基本構想町民ワーキンググループからの意見や町民アンケート調査結果から見えてきたまちの目指す姿や生活課題、また町職員による第三次総合計画の振り返り作業などを踏まえ作成した第四次葉山町総合計画基本構想・前期基本計画(案)に対し、パブリックコメント(意見募集)を実施しました。

募集期間	平成26年9月1日から9月30日まで
提出方法	ファクシミリ、Eメール、郵送、又は持参
募集結果	14名から158件のご意見をいただきました。

4 議会の取り組み

葉山町議会では、総合計画の策定に合わせ、総合計画特別委員会を設置し、策定過程から行政と意見交換を行うとともに、調査及び審査を行いました。

(1) 総合計画特別委員会開催状況

開催日	内容
平成25年6月21日	・総合計画特別委員会を設置
平成25年8月30日	・第四次葉山町総合計画策定方針の説明 ・町民ワーキンググループ活動報告書 等
平成25年9月24日	・今後の委員会の予定
平成25年11月6日	・調査視察(横須賀市議会)
平成25年12月11日	・町民アンケート調査結果報告 ・人口推計 等
平成26年3月3日	・第三次葉山町総合計画後期基本計画の振り返り作業概要報告 ・まちづくりの体系(方向性) ・将来人口の考え方 ・基本構想期間 等
平成26年4月21日	・「第三次葉山町総合計画後期基本計画の推進状況」報告 ・施策体系の整理 ・中学生アンケート(案) 等
平成26年6月10日	・基本構想(案) ・中学生アンケート概要報告 等
平成26年7月14日	・第四次葉山町総合計画基本構想(案)に係る意見交換
平成26年7月31日	・基本構想(案)論点整理 ・中学生アンケート調査結果報告 等
平成26年8月29日	・施策の体系 ・進行管理 ・基本計画(案) 基本理念1「人を育てる”葉山」
平成26年9月4日	平成26年第3回定例会における中間報告(案)

平成26年9月10日	・平成26年第3回定例会本会議において中間報告
平成26年9月26日	・基本計画(案) 基本理念2「暮らしを守る」葉山
平成26年10月16日	・基本計画(案) 基本理念3「活力を創造する」葉山 基本理念4「みんなでつくる」葉山
平成26年11月7日	・第四次葉山町総合計画に対する町長の思い
平成26年11月10日	・第四次葉山町総合計画(答申)に対する意見聴取
平成26年11月17日	・第四次葉山町総合計画(答申)に対する本委員会からの意見への対応
平成26年12月3日	・委員会として第四次葉山町総合計画を可決
平成26年12月12日	・平成26年第4回定例会本会議において、第四次葉山町総合計画を可決
平成27年2月5日	・第四次葉山町総合計画印刷イメージ

(2) 総合計画特別委員会委員名簿

委員長	笠原俊一
副委員長	中村文彦
委員	窪田美樹
委員	畑中由喜子
委員	待寺真司
委員	長塚かおる
委員	横山すみ子
オブザーバー 議長	金崎ひさ
オブザーバー 副議長	近藤昇一

5 総合計画審議会

総合計画の策定及び実施に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申しました。

(1) 総合計画審議会規則 ※課の名称は、第四次葉山町総合計画策定中の名称です。

葉山町総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町の総合計画の策定及び実施に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政機関及び公共的団体の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(特別委員)

第7条 部会において、当該専門事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、部会ごとに3人以内とする。
- 3 特別委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 4 特別委員の任期は、当該専門事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日規則第18号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日規則第5号抄)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月2日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 総合計画審議会委員

葉山町総合計画審議会委員名簿

任期 平成27年8月25日まで

氏名	所属等
うすい まさき 臼井 正樹	神奈川県立保健福祉大学教授
うらかみ あやこ 浦上 彩子	葉山町環境審議会委員
かしま ちひろ 鹿嶋 千尋	葉山町子ども・子育て会議委員
きたむら てつや 北村 哲也	葉山町商工会青年部部長
こんどう だいすけ 近藤 大輔	神奈川県議会議員
たかなし あさみ 高梨 麻美	第四次葉山町総合計画基本構想町民ワーキンググループ ひとづくりグループ
たなべ しのぶ 田辺 忍	葉山町教育研究所 教育指導員
ふくもと かつみ 福本 嘉津巳	町内会連合会会長
ふくやす のりあき 福安 徳晃	第四次葉山町総合計画基本構想町民ワーキンググループ まちづくりグループ
ふじい かずひろ 藤井 一洋	地域公共交通マイスター
みやうち はじめ 宮内 一	第四次葉山町総合計画基本構想町民ワーキンググループ 暮らしづくりグループ

(五十音順・敬称略 ※肩書きは委嘱時のもの)

(3) 諮問書

葉 企 第 50 号
平成 26 年 5 月 30 日

葉山町総合計画審議会
会 長 白 井 正 樹 様

葉山町長 山 梨 崇 仁

第四次葉山町総合計画に関する諮問について

葉山町総合計画策定条例第 4 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

【諮 問】

第四次葉山町総合計画に関する基本構想及び基本計画の樹立

(4) 答申書

平成 26 年 11 月 6 日

葉山町長 山 梨 崇 仁 様

葉山町総合計画審議会
会 長 白 井 正 樹

第四次葉山町総合計画に関する基本構想及び基本計画の樹立に
ついて（答申）

平成 26 年 5 月 30 日付け葉企第 50 号で諮問のありました第四次葉山町総合計画に関する基本構想及び基本計画について、将来における町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針とするため、本審議会において慎重かつ活発に審議を行い、素案からの修正を重ねた結果、別添のとおり答申します。

なお、新たな総合計画の推進にあたっては、本審議会における審議経緯及び出された意見を尊重し、着実な実現に努められることを期待します。

(5) 審議会開催経過

審議会	開催年月日	内 容
平成25年度(第1回)	平成25年8月26日	・策定方針 ・町民ワーキンググループ活動報告書等
// (第2回)	平成25年12月20日	・町民アンケート調査結果報告 ・人口推計 ・まちづくりの体系(方向性) 等
// (第3回)	平成26年3月24日	・「第三次葉山町総合計画後期基本計画の推進状況」報告 ・将来人口の考え方 ・基本構想期間 ・施策体系の整理 等
平成26年度(第1回)	平成26年5月30日	・諮問 ・基本構想(案) ・中学生アンケート概要報告 等
// (第2回)	平成26年8月4日	・中学生アンケート調査結果報告 ・施策の体系 ・進行管理 ・基本計画(案) 基本理念1「人を育てる」葉山
// (第3回)	平成26年8月26日	・基本計画(案) 基本理念2「暮らしを守る」葉山
// (第4回)	平成26年9月19日	・基本計画(案) 基本理念2「暮らしを守る」葉山 基本理念3「活力を創造する」葉山
// (第5回)	平成26年10月3日	・基本計画(案) 基本理念4「みんなでつくる」葉山
// (第6回)	平成26年10月31日	・第四次葉山町総合計画(答申案)
	平成26年11月6日	町長への答申

6 庁内の取り組み

(1) 策定委員会設置要綱

葉山町総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、第四次葉山町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、全庁的な合意の形成及び円滑な事務の推進を図るため、葉山町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、庁内会議規程（昭和59年9月29日告示第48号）第3条第2項に規定する者により組織する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総合計画基本構想原案の策定に関すること。
- (2) 総合計画基本計画原案の策定に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長には、町長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を処理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に総合計画の各分野で専門的に調査、研究及び検討する専門部会を置くことができる。

2 専門部会の所掌事項及び構成員等については、必要に応じ委員長が別に定める。

(任期)

第7条 委員会の委員の任期は、総合計画の策定をもって満了する。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月20日から施行する。

(2) 庁内会議等の開催経過

時 期	内 容
平成25年8月	・第四次葉山町総合計画策定方針の決定 ・葉山町総合計画策定委員会①
平成25年10月	・「葉山町総合計画策定条例」制定
平成25年11月	・葉山町総合計画策定委員会②
平成25年12月 ～平成26年2月	・第三次葉山町総合計画後期基本計画の振り返り作業 各課等調査票作成 各課等ヒアリング ・総合計画についての説明会 ・葉山町総合計画策定委員会③④
平成26年3月	・葉山町総合計画策定委員会⑤⑥ ・「第三次葉山町総合計画後期基本計画の推進状況」報告書 (公表)
平成26年4月～6月	・基本構想(案)策定作業 ・葉山町総合計画策定委員会⑦ ・前期基本計画(案)策定作業 各課等調査票作成 各課等ヒアリング
平成26年6月	・葉山町総合計画策定委員会⑧
平成26年7月	・葉山町総合計画策定委員会⑨
平成26年10月	・葉山町総合計画策定委員会⑩

7 主な個別計画一覧

概ね、総合計画の「基本施策」又は「単位施策」が対象とする分野に関し、策定されている計画や方針、指針などを掲載しています。

基本理念 I “人を育てる”葉山

基本目標 1 子どもの豊かな自己実現力(生きる力)をはぐくんでいるまち

(教育・文化)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
葉山町教育総合プラン(第2期) (平成20年5月～)	町の教育施策に関する基本的な考え方を定めた計画	・教育基本法

基本目標 2 だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らしているまち

(教育・文化)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
葉山町生涯学習推進プラン (平成10年～)	地域全体に生涯学習を推進する体制を作り上げるための計画	—
葉山町子ども読書活動推進計画 (平成25年度～平成29年度)	家庭・地域・学校・町が連携し、子どもの読書活動の環境を整えていくための計画	・子ども読書活動の推進に関する法律
国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画 (平成24年度～平成33年度)	国指定史跡長柄桜山古墳群の適切な保存と活用の実現に向けて、その具体化を図るために策定した計画	・文化財保護法
男女共同参画プランはやま(第3次) (平成27年度～平成32年度)	女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる社会を実現するための計画	・男女共同参画社会基本法

葉山町配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 (平成27年度～平成32年度)	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する計画	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
--	--------------------------------------	-----------------------------

基本目標 3 子どもが健やかに育ち、安心して子育てができているまち

(子育て)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
葉山町子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～平成31年度)	質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図るための計画	・子ども・子育て支援法

基本理念 II “暮らしを守る”葉山

基本目標 4 一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

(保健・医療・福祉)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
葉山町健康増進計画・食育推進計画 (平成25年度～平成29年度)	住民、地域団体、関係機関、学校と行政が連携して、健康づくりと食育推進を実現するための計画	・健康増進法
葉山町特定健康診査等実施計画(第2期) (平成25年度～平成29年度)	生活習慣病の予防、早期発見、早期治療に取り組むための計画	・高齢者の医療の確保に関する法律
葉山町新型インフルエンザ等行動計画	新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項等を定めた計画	・新型インフルエンザ等対策特別措置法

葉山町地域福祉計画(第1期) (平成25年度～平成28年度)	高齢者や障害者、子育て世代等の生活上の課題に対する支援を、住民・地域・NPOや福祉関係者などが主体的に行うことができるようサポートするための計画	・社会福祉法
第6期葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画 (平成27年度～平成29年度)	高齢者福祉施策及び介護保険事業の円滑な実施を図るための計画	・老人福祉法 ・介護保険法
葉山町障害者計画 (平成27年度～平成32年度)	障害がある人のための施策に関する基本的な計画	・障害者基本法
葉山町障害福祉計画(第4期) (平成27年度～平成29年度)	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	・障害者総合支援法
葉山町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針 (毎年度策定)	障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針	・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

基本目標 5 豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

(生活環境)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
葉山町環境基本計画 (平成23年度～平成32年度)	町の自然・社会環境の特性、まちづくりの方向性を十分考慮しながら、様々な環境問題に対する取組みを推進するための計画	・環境基本法
葉山町緑の基本計画 (平成18年度～平成27年度)	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画	・都市緑地法

台湾リスク防除実施計画 (平成22年度～平成27年度)	台湾リスクによる生態系への影響、生活環境への被害、農林業被害の低減、町からの排除を推進するための計画	・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
葉山町森林整備計画 (平成25年度～平成34年度)	適正な森林施業の実施による健全な森林資源の維持造成を図るための計画	・森林法
葉山町鳥獣被害防止計画 (平成27年度～平成29年度)	鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための計画	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
葉山町ごみ処理基本計画 (平成26年度～平成30年度)	町から発生するごみの長期的かつ総合的な処理について基本的な事項を定めた基本計画	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
葉山町一般廃棄物処理実施計画書 (毎年度策定)	一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めた計画	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
容器包装廃棄物分別収集計画 (平成26年度～平成30年度)	循環型社会の実現に向けて、町内における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)にかかる取り組みを推進するための計画	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
第四期葉山町地球温暖化対策実行計画 (平成26年度～平成30年度)	町自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減等を図るための計画	・地球温暖化対策の推進に関する法律
葉山町公共下水道全体計画 (平成4年度～平成42年度)	町における公共下水道の整備に関する計画	・下水道法
葉山町公共下水道事業計画 (平成24年度～平成28年度)	公共下水道整備の直近5ヵ年の実施計画	・下水道法
葉山町生活排水処理基本計画 (平成24年度～平成33年度)	公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により生活排水処理100%を目指す計画	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

基本目標 6 だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち

(安全・安心)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
葉山町消防計画 (昭和55年度～)	消防組織及び施設の整備拡充をし、消防活動の万全を図るようとする基本計画	・消防組織法
葉山町緊急消防援助隊受援計画 (平成17年度～)	大規模な災害等が発生し、緊急消防援助隊の応援を受ける際に円滑な活動ができるようとする計画	・消防組織法
葉山町地域防災計画 (平成26年3月～)	災害から町民の生命、身体及び財産を保護するために、災害の予防、応急対策、復旧・復興についての事項を定めた計画	・災害対策基本法
葉山町耐震改修促進計画 (平成24年度～平成27年度)	平成27年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率90%を目指す計画	・建築物の耐震改修の促進に関する法律
葉山町国民保護計画 (平成19年3月～)	武力攻撃事態等の発生、又はそのおそれがある場合に備え、町民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるための計画	・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
葉山町交通安全計画 (平成24年度～平成27年度)	交通事故のない安全・安心な生活の実現に向け、交通安全に関する総合的かつ長期的な施策を定めた計画	・交通安全対策基本法

基本理念 Ⅲ “活力を創造する”葉山

基本目標 7 だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

(都市基盤)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
都市計画マスタープラン (平成9年～平成27年)	町民と行政とが一緒になって、都市づくりを進めていくための基礎となる都市計画の基本的な方針を定めた計画	・都市計画法
葉山町景観計画 (平成22年7月～)	景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めた計画	・景観法
都市計画道路の見直し方針 (平成26年3月策定)	都市計画道路の必要性を再検証し、その検証結果に基づき「存続」「廃止」など今後の都市計画道路の都市計画の方針についてとりまとめたもの	—
葉山町橋梁長寿命化修繕計画 (平成25年3月～)	老朽化していく橋りょうの安全性を確保しつつ、予防的修繕等を実施することにより、維持管理費用の縮減と橋りょうの長寿命化を図るための計画	・道路法 ・社会資本整備重点計画法

基本目標 8 地域が元気や活力にあふれ、生き生きとしているまち

(産業・経済)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
葉山町真名瀬漁港維持運営計画 (毎年度策定)	真名瀬漁港の維持管理の適正かつ円滑な執行を図るための計画	—

基本理念 IV “みんなでつくる”葉山

基本目標 11 町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち

(行政運営)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
葉山町行政改革大綱(第四次) (平成22年度～平成28年度)	行財政改革を効果的・効率的に推進し、行政経営の確立に向け、基本となるもの	—
研修計画 (毎年度策定)	職員の資質向上と意識改革を図るための計画的な人材育成に関する計画	—
葉山町中期財政計画 (平成27年度～平成32年度)	中期的財政運営の指針を示し、健全な財政運営を維持していくための計画	—
葉山町公共施設白書 (平成26年3月策定)	町の公共施設の現状を把握し、維持保全の課題を示したもの	—

